

第9章 公共施設管理者負担金等について

9-1 公共施設管理者負担金

9-1-1 公共施設管理者負担金制度の概要について

公共施設管理者負担金（以下「負担金」という。）の取扱いについては、「土地区画整理法第119条の2^(注)に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日計画局長通達）、「土地区画整理法による公共施設管理者の負担金制度を活用した都市計画街路事業の推進について」（昭和58年6月15日街路課長及び区画整理課長通達）及び「公園に係る公共施設管理者負担金の取扱いについて」（平成12年12月12日公園緑地課長通達）によることとなるが、負担金の取扱いの概要は次のとおりである。

（注）法改正により現在は第120条

（1）性 格

昭和34年の土地区画整理法の改正により制度化されたもので、同法第120条において「・・・当該公共施設の用に供する土地の取得に要すべき費用の額の範囲内において、政令に定めるところにより、その土地区画事業に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる」と規定されているが、その性格は、第1に公共施設となる用地の評価額及び移転補償費そのものではなく、土地区画整理事業に要する費用であること、第2に土地の取得に要すべき費用の額を限度とすることは、直接買収方式による場合との均衡を考慮して定められたものと解せられること、第3に第120条の規定は公共施設の管理者に対して負担義務を課しているものではなく、負担を求める場合の根拠規定であることといえる。

（2）負担金の額の算定

- ① 負担金 \leq 負担対象路線の用地を買収することとした場合の用地費及び補償費
- ② 負担金 \leq 当該土地区画整理事業の総事業費－（保留処分金＋受益者負担金＋その他の負担金等）

負担金の額は上記①及び②の条件を満たす必要があり、①の用地及び補償費の単価は原則として当該土地区画整理事業の事業計画の認可時における単価とする。また、補償費は、土地区画整理事業の換地先に移転する場合の移転工法でなく、買収方式によった場合の移転工法により積算した額とする。

（参考）土地区画整理法第120条、同施行令第64条の2及び第64条の3

（3）負担金の対応工事の内容

対応工事の範囲は土地区画整理事業の土地区画整理法第118条に規定する施行者が負担する費用の範囲とする。

(4) 手 続

①事前協議

土地区画整理事業施行者は、事業計画の策定に当たり、あらかじめ公共施設の管理者と負担金の対象施設、額、負担方法等について協議すること。

② 覚書

土地区画整理事業の施行者が公共施設管理者に対し負担金の負担を求めようとする場合は、負担金の総額、負担の期間、対応工事の内容、公共用地の使用収益権の効力の発生時期等について、当該土地区画整理事業の認可後速やかに覚書を交換すること。

③ 協定書

土地区画整理事業施行者と公共施設管理者は、上記覚書に基づき事業年度ごとに当該年度負担金の額、対応する区域又は対応する工事の内容、支出の時期、精算の方法等について協定を締結すること。

④ 負担金の支出の時期

負担金の支出の時期は、原則として土地区画整理事業の仮換地の指定の日以降毎年度、土地区画整理事業の進捗状況を勘案のうえ定めること。

⑤ その他

負担金のうち、物件移転補償費相当額については、最も合理的な移転工法により積算した額とすること。

(5) 補助金交付申請上の取扱い

負担金に対し国庫補助を行う場合は、交付申請書に覚書及び協定書を添付するとともに、負担金の積算根拠及び対応工事設計書（様式は「社会資本整備総合交付金申請要領」に準ずる）を添付すること。

9-1-2 公共施設管理者負担金の取扱いに関する通知等

(1) 県が管理する道路及びバイパスの公共施設管理者負担金の取扱いについて
(平成3年3月28日付3都整第39号 各土木事務所あて 土木部長通知(平成14年3月26日改正))

1. 公共施設管理者負担金の積算基準

費目、道路状況により次表のように区分して積算するものとする。

費目	国道、県道の道路状況		
	〔Ⅰ〕現道拡幅	バイパス	
		〔Ⅱ〕当該区画整理区域内に現道がある場合	〔Ⅲ〕当該区画整理区域内に現道が無い場合
用地費	計画道路面積から現道路敷面積を控除した潰地面積に係る金額	計画道路面積から区域内の現道路敷面積を控除した面積に係る金額に相当する金額(別添資料の算式による)	計画道路の全潰地面積に係る金額
補償費	計画幅員中に支障物件等全部に係る金額		

(注) 原則として控除分の面積丈量は行わず、現道路敷を除いた潰地面積の丈量を行う。

2. 都市計画道路に関する公共施設管理者負担金を負担することができる範囲

当該都市計画道路(国道を除く)を含む土地区画整理事業が原則として国土交通省都市・地域整備局[※]所管の土地区画整理補助事業採択基準に適合しない場合とする。

※現在は国土交通省都市局

3. 公共施設管理者負担金の額の変更

物価の変動、賃金の上昇、その他特別の事情があつて額の変更を必要とする場合、その範囲は物件移転補償のみとし、用地費については変更を認めないものとする。

4. 事務費

国において定めた県事業に対する事務費率の1/2以内とする[※]。

※平成22年度より、国交付金に係る事務費は廃止となっている。

5. その他

(1) この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。

(2) この取扱いによりがたい場合は、土木部長[※]に別途協議するものとする。

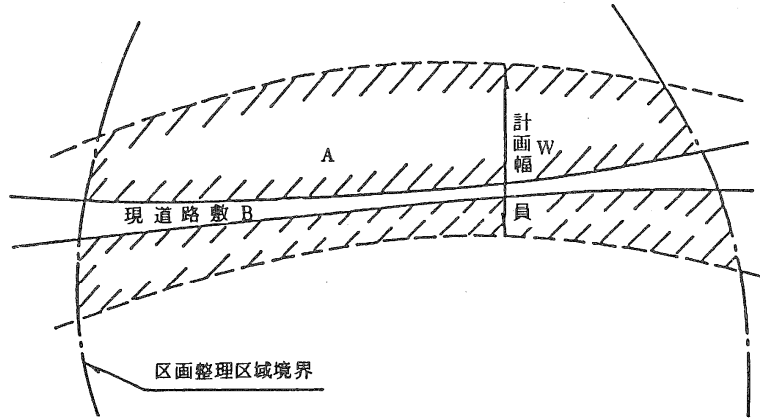
※現在は都市・交通局長

(3)「県が管理する道路およびバイパスの公共施設管理者負担金の取扱いについて」(昭和48年7月4日付都施第146号土木部長通知)及び同事務細則(昭和48年7月25日付都市施設課長、道路建設課長、用地課長通知)は廃止する。

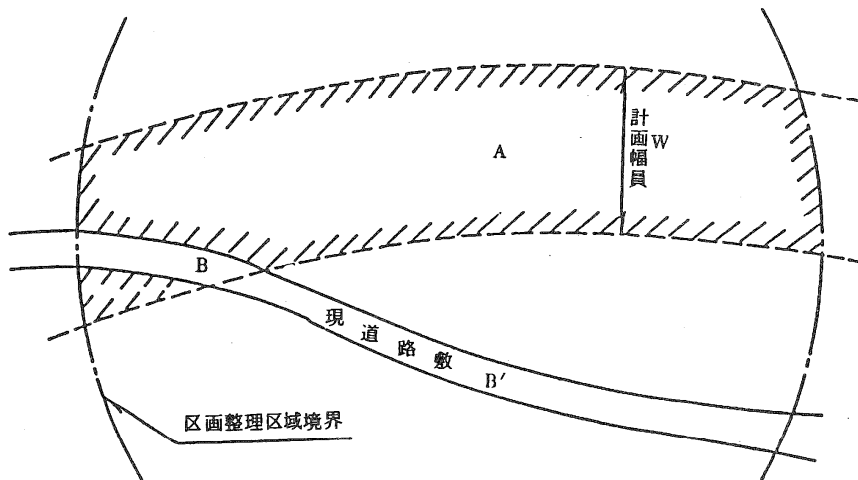
附則(平成14年3月26日)

この通知は、平成14年4月1日から施行する。

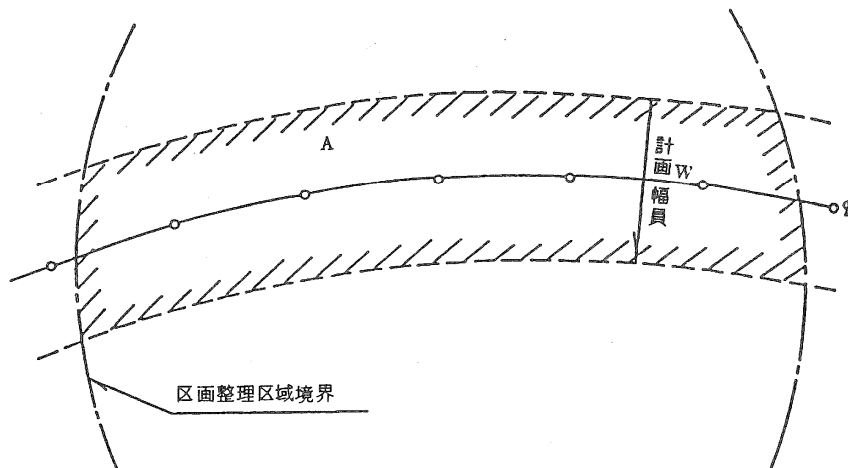
〔I〕 現道拡巾




〔II〕 バイパス—当該区画整理区域内に現道がある場合



〔III〕 バイパス—当該区画整理区域内に現道がない場合



- (凡例) A =  斜線部分の丈量面積 (m²)
 T = 漬地面積明細書の実際の集計金額 (面積 A に相当する金額)
 W = 計画道路幅員 (m)
 B = 現道路敷面積 (計画道路敷区域内) (m²)
 B' = " (計画道路敷区域外) (m²)
 K = 公共施設管理者負担金の内用地費の額

公共施設管理者負担金計算表

(公共施設管理者負担金の内用地費の計算式)

〔Ⅰ〕	$K = T$
〔Ⅱ〕	$K = T \times (A - B') / A$
〔Ⅲ〕	$K = T$

覚書、協定書に添付する負担金調書は A 部分の漬地面積明細書とし、合計欄を二段書き、上段には漬地面積明細書の実際の集計金額 T (面積 A に相当する金額) を () 書きで、下段には公共施設管理者負担金計算表で計算した K を併記する。

(例)

土地の所在			地目	地積	買収価格		所有者 (地上権者等)
町	字	番地			単価	金額	
○ ○	△△△	37-1	田	531.48 m ²	4,500 円	2,391,660	× 山 ○ 夫
		2-1	宅地	32.50	6,000	195,000	○ 野 △ 郎
				⋮		⋮	
合計				A		(T) K	

(2) 公共施設管理者負担金に関する事務取扱いについて

公共施設管理者負担金に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、土地区画整理法第120条の規定に基づき建設局及び都市整備局*の所管する街路、道路、公園、河川等の公共施設について、県が管理者として土地区画整理事業施行者（以下「事業施行者」という。）に対し、負担する公共施設管理者負担金（以下「管理者負担金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

※現在は都市・交通局

(事前協議)

第2条 事業施行者が県に、管理者負担金を求めようとするときは、事前協議書（様式第1）を建設局地方機関の長（以下「所長」という。）に提出させるものとする。

2 所長は、前項の事前協議書の提出があったときは、当該協議書に副申書（様式第2）を添え、公共施設を管理する局の長（以下「局長」という。）に送付するものとする。

3 局長は、前条の協議に応ずる場合は、公共施設管理者負担金事前協議回答書（様式第3）により、所長を経由して事業施行者に回答するものとする。

(覚書の締結)

第3条 所長は、前条の協議が整ったときは、事業施行者と土地区画整理事業者の負担に関する覚書（様式第4）を締結するものとする。なお、覚書締結に際し、事前協議の内容と相違がある場合には、あらかじめ局長に協議しなければならない。

2 前項の覚書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 当該区画整理事業の基本計画書（様式第5）
- (2) 当該公共施設の用に供する土地の丈量図
- (3) 当該公共施設の用に供する土地の存する建築物移転図
- (4) 公共施設管理者負担金調書（様式第6）
- (5) 区画整理発足前の不動産鑑定評価書
- (6) 愛知県土木部用地事務取扱要領第47条に基づく事務所補償審査会の審査調書の写し

(覚書第3条第3項に定める報告の取扱)

第4条 前条第1項に規定する覚書第3条第3項の「報告」は、土地区画整理事業の変更が認可されるたびに速やかに行うものとし、公共施設管理者負担金対応工事変更報告書（様式第7）によるものとする。

(予算配分)

第5条 所長は、第3条第1項に規定する覚書に基づき、当該年度の管理者負担金の額を局長に報告するものとする。局長は、所定の手続きを経て金額を決定し通知する。所長はそれに基づき予算要求をするものとする。

(協定書の締結)

第6条 所長は、前条の予算配分があったときは、事業施行者と当該年度の管理者負担金の額、負担の時期及び精算方法等について協定書(様式第8)を締結するものとする。

2 前項の協定書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- 1) 当該年度の土地区画整理事業の実施設計書(負担金の額に対応する実施設計書、又は、負担金の額を超過する区画整理事業の実施設計書の写し)
- 2) 当該公共施設の用に供する土地のうち、当該年度の負担金の算出の基礎となった部分の丈量図
- 3) 当該公共施設の用に供する土地に存する建築物のうち、当該年度の負担金の算出の基礎となった建築物移転図
- 4) 当該年度の公共施設管理者負担金調書
- 5) 区画整理発足前の不動産鑑定書

(覚書と協定書の関係)

第7条 覚書は、管理者負担金の総額等を定めるものであるものであるので、覚書の変更なしに、その内容に相違した協定を締結してはならないものとする。

(負担金の額の変更)

第8条 物価の変動、賃金の上昇、その他特別の事情があつて、額の変更を必要とする場合、その範囲は、額の積算の根拠となっている物件補償費のうち、その時点における未施工分に限るものとし、用地費については変更を認めないものとする。

(対応工事の変更)

第9条 第6条第1項に規定する協定書第2条第2項の「実施設計の協議を要するもの」には、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府建設省令第9号)に定める内容の軽微な変更を除くものとする。

(対応工事の施越)

第10条 協定締結以前に覚書に定める対応工事を実施する必要がある場合には、事業施行者から予め公共施設管理者負担金対応工事実施設計承認申請書(様式第10)を所長に提出させるものとする。なお、対応工事の範囲は当該年度及び次年度までに限るものとする。

- 2 所長は、対応工事の実施設計を承認するときは、実施設計承認について実施設計承認書(様式第13)により事業施行者に通知するものとする。

(残存物件)

- 第 11 条 対応工事が完了した場合において機械器具、仮設物、備品及び材料が残存するときは、事業施行者から残存物件継続使用承認申請書（様式 14）を所長に提出させるものとする。
- 2 所長は、残存物件の継続使用を承認するときは、残存物件継続使用承認書（様式第 15）を事業施行者に交付するとともに局長に承認したことを報告するものとする。
 - 3 前項の承認があった場合は、翌年度の土地区画整理事業に残存物件を継続して使用させることができるものとする。
 - 4 残存物件となる機械器具、仮設物、備品及び材料の購入は、負担金支出最終年度の対応工事が完了した際、当該物件が残存しないか、又は残存する場合は、その残存価格がないものに限るものとする。

(実績報告書)

- 第 12 条 第 6 条第 1 項に規定する協定書第 7 条の公共施設管理者負担金対応事業完了実績報告書は、様式第 16 とし、管理者負担金が 80,000 千円以上のものについては、実績報告書を局長（各事業課）に送付するものとする。

(対応事業の検査)

- 第 13 条 局長（各事業課）及び所長は、実績報告書の提出があったときは、吏員のうちから検査員を任命するものとし、検査員は検査完了後、完了検査調書（様式第 17）を提出するものとする。
- 2 局長（各事業課）は、完了検査を受理したときは、検査結果通知書（様式第 18）により所長へ通知するものとする。

(負担金の支払)

- 第 14 条 所長は、検査結果通知書及び完了検査調書を受理したときは、所定の手続きを経て、管理者負担金を支払うものとする。

付 則

1. この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 1 月 6 日から施行する。
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
2. 「公共施設管理者負担金に関する事務取扱について」（昭和 48 年 8 月 1 日及び昭和 49 年 3 月 20 日付け 48 都施第 146 号土木部長通知）は廃止する。

(様式第1)

第 号
年 月 日

愛知県〇〇局長殿

〇〇土地区画整理事業施行予定者

〇〇〇〇

公共施設管理者負担金事前協議書

都市計画道路〇〇〇〇線に係るこのことについて、下記のとおり協議します。

記

負担金額	金	円
内 訳		
1.	用地費	円 (別紙明細書のとおり)
2.	補償費	円 (別紙明細書のとおり)
3.	事務費	円 (別紙明細書のとおり)

添付図書

1. 当該公共施設の用に供する土地の丈量図
2. 当該公共施設の用に供する土地に存する建築物等移転図
3. 区画整理発足前の不動産鑑定評価書
4. 第7章に記載する「土地区画整理事業計画の様式」のうち
 - (1) 減歩率計算表
 - (2) 保留地の予定地積
 - (3) 資金計画書
 - 1 収入
 - 2 支出
 - 3 年度別歳入歳出資金計画表

(様式第2)

第 号
年 月 日

〇〇局長 殿

〇〇建設事務所長

公共施設管理者負担金の事前協議について（副申）

このことについて、〇〇土地区画整理組合から別添のとおり協議書が提出されました。この協議について審査したところ協議に応ずることが適当と認められます。

（下記条件を附して協議に応ずることが適当で認められます。）

記

(様式第3-1)

第 号
年 月 日

〇〇土地区画整理事業施行予定者

〇 〇 〇 〇 様

愛知県 〇 〇 局長

公共施設管理者負担金の事前協議について（回答）

令和〇年〇月〇日付け第〇号で協議のありましたこのことについては、協議に応じます。（下記条件を附して協議に応じます。）

記

(様式第3-2)

第 号
年 月 日

〇〇 建設事務所長 殿

〇〇 局長

公共施設管理者負担金の事前協議について (回答)

令和〇年〇月〇日付け第〇号で協議のありましたこのことについては、別添のとおり協議者に回答しました。

〇〇線〇〇工事にかかる〇〇土地区画整理事業の費用負担に関する覚書

〇〇線〇〇工事施行者〔愛知県知事若しくは愛知県〕（以下「甲」という。）と〇〇土地区画整理事業施行者〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇線〇〇工事（以下「工事」という。）に必要な〇〇用地を、〇〇土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）によって取得することについて、次のとおり取り決める。

- 第1条 甲は、土地区画整理法第120条に規定する公共施設管理者の負担金（以下「負担金」という。）として、金 〇〇〇〇〇〇円（別紙公共施設管理者負担金調書のとおり）を乙に対して負担するものとし、その負担期間は、乙が施行する土地区画整理事業の終了年度までとし、当該年度の予算の範囲内において支出する。
- 2 前項に定める金額は、物価の変動その他特別の事情がある場合において、甲乙協議して変更することができるものとする。
- 第2条 甲の施行する工事に必要な〇〇用地（別紙図面に表示する土地。以下「〇〇用地」という。）は、乙の施行する土地区画整理事業に係る換地処分公告の日の翌日において〇〇に帰属するものとする。
- 第3条 土地区画整理事業の事業計画は別紙のとおりとする。
- 2 乙は、前項の事業計画を変更しようとする場合において、その変更が負担金の額の変更を要するものであると認めるときは、あらかじめ、甲に協議するものとする。
- 3 乙は、事業計画（資金計画を除く。）を変更した場合（その変更が前項の規定による協議に係るものである場合を除く。）においては、すみやかに甲に報告するものとする。
- 第4条 乙は、事業年度ごとに当該土地区画整理事業の実施設計を甲に提出し、甲乙協議のうえ、協定を締結して当該年度の負担金の額及び支出の時期を決定するものとする。
- 第5条 乙は、事業年度ごとに当該年度の負担金に係る事業について実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 第6条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲乙協議して精算を行うものとする。
- 第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、当事者押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 ○○○○

①代表者 愛知県知事受任者

愛知県○○建設事務所長 氏名

② 愛知県

代表者 愛知県○○建設事務所長 氏名

乙 住 所 ○○○○

○○土地区画整理事業施行者

代表者 氏名

- (注) 1. 前文について、機関委任事務は愛知県知事を、固有事務は愛知県を使用する。
2. 末尾記名押印欄について機関委任事務は①、固有事務は②を使用する。

基本計画書

〇〇市・町・村 又は
〇〇土地区画整理組合

目次

第1 土地区画整理事業等の名称

- 1 土地区画整理事業の名称
- 2 施行者の名称

第2 設計の概要

- 1 設計説明書
 - (1) 土地区画整理事業の目的
 - (2) 施行地区内の土地の状況
 - (3) 設計の方針
 - (4) 整理施工後の地積
 - (イ) 土地の種目別施行前後対照表
 - (ロ) 減歩率計算表
 - (ハ) 保留地の予定地積
 - (ニ) 公共施設別調書

第3 資金計算書

- 1 収入
- 2 支出
- 3 年度別財源内訳
- 4 他事業施行分

第4 図面

- 1 位置図
- 2 設計図
- 3 市街化予想図

※それぞれの記載内容は、第6章の事業計画を参照のこと。

公 共 施 設 管 理 者 負 担 金 調 書

負 担 金 額 金 円也

内 訳

1 用 地 費 金 円也

種 別	数 量	金 額		摘 要
		単 価	金 額	
宅 地	m ²	円	円	
田				
畑				
その他				
計				

2 建築物移転補償費 金 円也

図 面 対 象 番 号	所在地	物件移転補償費									その他補償費				合計	所有者 (占有者)	摘要			
		建物				工作物			動産	その他	営業		仮住居					雑費 その他		
		用途 構造	数量 単位	工法	金額	名称	数量 単位	金額	金額	金額		業 種	金額	日 数				金額		
例 ①	○町 ○番地	木造 店舗	○m ²	切取	○円	さく	○M	○円	○円	○円		本 屋	○円		○円	○円	○円	○円	○○○	

3 事 務 費 金 円也

- (注) (1) 各年度の協定書においては、題名「令和 年度公共施設管理者調書」とすること。
 (2) 本表は、公共施設の管理者が自ら施行することとした場合における金額とすること。

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長殿

土地区画整理事業施行者
代表者 氏 名

公共施設管理者負担金対応工事変更報告書

令和 年 月 日付で締結しました〇〇線〇〇工事に係る〇〇土地区画整理事業の費用負担に関する覚書第3条第1項に定める事業計画（対応工事）について、別添のとおり変更したので、覚書第3条第3項の定めにより報告します。

(注)

添付書類

1. 変更理由書
2. 土地区画整理事業の変更基本計画書（元と変更とを対比させたもの）

協 定 書

〇〇線〇〇工事施行者〔愛知県知事若しくは愛知県〕（以下「甲」という。）と、〇〇土地区画整理事業施行者〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年度における〇〇線〇〇工事（以下「工事」という。）に必要な〇〇用地を、〇〇土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）によって取得することについて、次のとおり取り決めをする。

第1条 甲は、令和 年度において土地区画整合法第120条に規定する公共施設管理者の負担金（以下「負担金」という。）として金 円（別紙公共施設管理者負担金調書のとおり）を負担するものとする。

第2条 乙の令和 年度において施行する土地区画整理事業のうち、負担金に対応する部分の実施設計は、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項の実施設計を変更しようとするときは、あらかじめ、甲に協議するものとする。

3 乙は、第1項の実施設計に従い、すみやかに甲が工事に必要な土地を使用することができるよう措置するものとする。

第3条 甲が負担金を支払う時期は、当該年度の負担金に対応する部分の実施設計に係る土地区画整理事業が終了したときとする。

第4条 甲は、前条の規定にかかわらず、負担金に対応する土地区画整理事業が（以下「負担対象事業」という。）の進捗状況等に応じ、負担金の前金払をすることができる。

2 乙は、前項の負担金の前金払を受けようとするとき、あらかじめ、支出見込額調書を甲に提出しなければならない。

第5条 甲が当該公共施設の用に供すべき土地を換地処分公告の日以前に使用とする場合には、甲乙協議するものとする。

2 甲が前項の規定により当該公共施設の用に供すべき土地の使用を開始した後において、甲の責に基づかない事由により、その土地の使用を妨げられるに至ったときは、乙の責任において解決するものとする。ただし、天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議にて解決するものとする。

第6条 乙は、土地区画整理事業の換地処分後、第2条第3項に規定する土地を〇〇に帰属させるために必要な措置をとるものとする。

第7条 乙は、負担対象事業が完了した場合においては、実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

この協定に係る会計年度が終了した場合もまた同様とする。

第8条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲乙協議して精算を行うものとする。

第9条 乙は、負担対象事業が完了した場合において機械器具、仮設物、備品及び材料が
残存するときは、翌年度の土地区画整理事業に継続して使用することができる。

第10条 甲は、土地区画整理事業の施行に関し、乙に対して必要な報告若しくは資料
の提出を求め、又は進捗状況について実地調査をすることができる。

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義を生じたときは、
そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所

① 代表者 愛知県知事受任者

愛知県〇〇建設事務所長 氏 名 印

② 愛知県

代表者 愛知県〇〇建設事務所長 氏 名 印

乙 住 所

〇〇土地区画整理事業施行者

代表者 氏 名 印

- (注) 1. 前文について、機関委任事務は愛知県知事を、固有事務は愛知県を使用する。
2. 末尾記名押印欄について機関委任事務は①、固有事務は②を使用する。

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長殿

土地区画整理事業施行者

代表者 氏 名

公共施設管理者負担金対応工事実施設計承認申請書

このことについて、下記により承認を受けたいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請額が※ の予算の範囲内で締結する協定額を超える場合は、単独費で支弁します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
実施設計額	
工事概要	
工事実施予定期間	
施越を必要とする理由	

(注)

- 1 添付書類
実施設計書
- 2 ※印の箇所は、「本年度」、「次年度」、「本年度及び次年度」のうち該当する文字を入れる。

第 号
年 月 日

〇〇土地区画整理事業施行者
〇 〇 〇 〇 様

愛知県〇〇建設事務所長

公共施設管理者負担金対応工事実施設計承認書（通知）

〇年〇月〇日付け第〇号で申請のありましたこのことについては、承諾します。
（下記条件を附して協議に応じます。）

記

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長殿

土地区画整理事業施行者
代表者 氏 名

残存物件継続使用承認申請書

年 月 日付で締結した〇〇線〇〇工事に係る 年度〇〇土地区画整理事業の費用負担に関する協定により取得した下記残存物件を、 年度の同一土地区画整理事業に継続使用したので承認してください。

記

取得事業年度	品名	数量	取得価格 円	取得年月日	使用期間	耐用年数	残存率	残存価格 円	摘要

(様式第15)

第 号
年 月 日

〇〇土地区画整理事業施行者
代表者 〇〇〇〇様

愛知県〇〇建設事務所長

残存物件継続使用承認について（通知）

〇年〇月〇日付け第〇号で申請のありましたこのことについては、承認します。

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長殿

土地区画整理事業施行者
代表者 氏 名

令和 年公共施設管理者負担金対応事業完了実績報告書

令和 年 月 日付で協定を締結した次の事業は、令和 年 月 日完了しました。

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
実 施 事 業 費	
負 担 対 応 事 業 費	
実施事業費に対する精算額	
負 担 金 精 算 額	

事業費精算調書

種 別	実施設計額	精 算 額	差 引 額	備 考
工 事 費				
本工事費				
付帯工事費				
測量試験費				
用地補償費				
換地諸費				
事 務 費				
計				

完了検査調書

愛知県知事
(愛知県 所長) 殿

令和 年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりであります。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
管理者負担金協定金額	
工 期	着手 完了
完 了 年 月 日	
土地区画整理事業施行者名	
検 査 年 月 日	
検 査 結 果	
摘 要	

(様式第18)

第 号
年 月 日

〇〇建設事務所長殿

〇〇局長

検 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日付第 号で送付のあったこのことについて別紙のとおり
検査しました。

(3)「公共施設管理者負担金に関する事務取扱要領」の運用について

(昭和57年5月11日付57都施第142号 関係地方機関の長あて 土木部長通知)

このことについては、昭和53年4月21日付け53都施第5-40号で通知済であります。今回事務の明確化及び簡素化をはかるため、同要領中の第7条及び第8条について、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

なお、貴管下市町村にも周知徹底のうえ、遺憾のないよう取り計らいください。

記

1 第7条関係

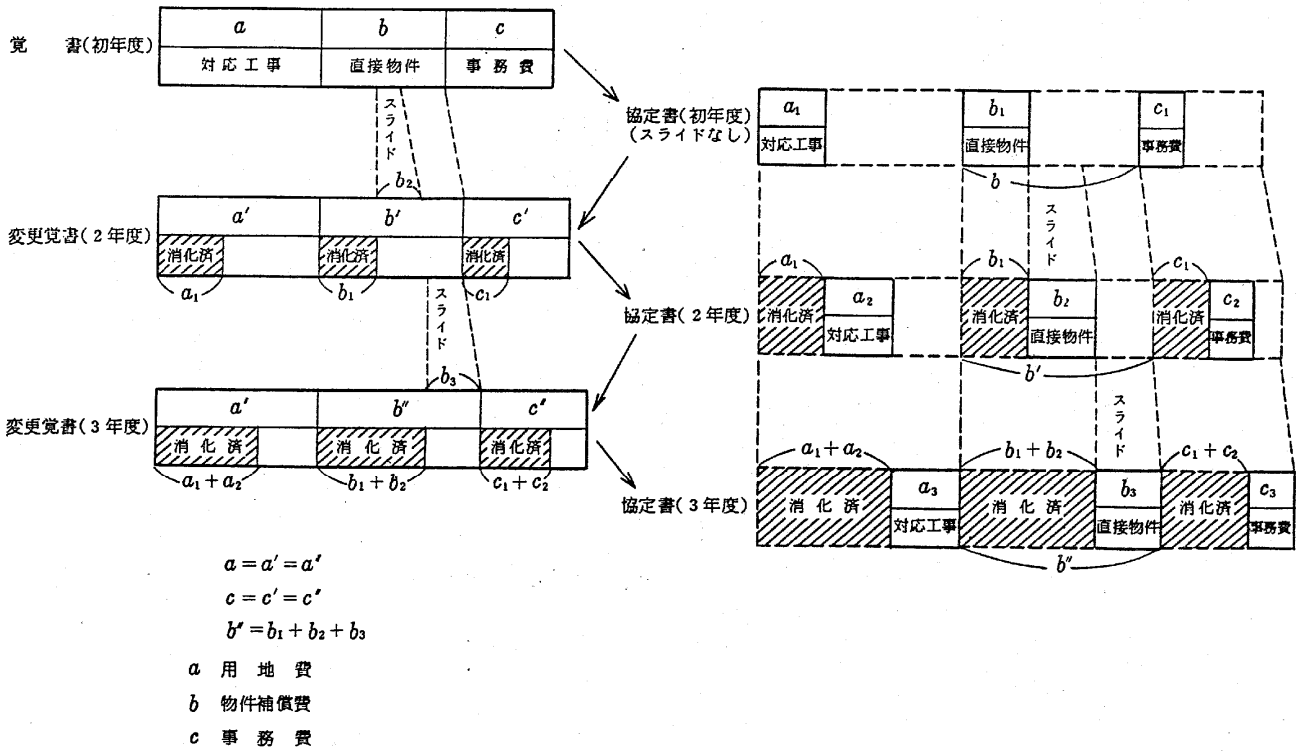
「内容に相違した協定を締結してはならない」この取扱いについては、覚書で定めた負担金の額の積算の根拠となっている物件補償について、額の変更をしようとする場合変更覚書を締結した後に当該年度の協定を締結するものとする。

2 第8条関係

覚書で定めた負担金の額の変更をする場合、従来その時点における未施行分の物件補償についてすべてを対象としていたが、事務の簡素化をはかるため当該年度予定をしている物件のみを対象とした変更覚書を締結してよいものとする。

第7条及び第8条の具体例
覚書のフロー

協定のフロー



(4) 土地区画整理事業にかかる公共施設管理者負担金における大型補償物件の取り扱いについて(平成15年3月27日付事務連絡 各建設事務所 東部丘陵工事事務所 事務所街路事業担当課長補佐あて 都市整備課企画・街路グループ課長補佐通知)

大型補償物件は、単年度で多額の支出を必要とするため、公共施設管理者負担金(以下「公管金」という。)支出者側も予算措置に苦慮する場合もありました。そこで、1つの大型補償物件に対して、公管金を数年間に分割して支払う場合の様式等を定めました。

この場合の当該物件の移転は、初年度中に完了予定のものであり、また負担金の根拠となる物件移転費の全体額は、初年度の価格で固定させることとなります。

物件移転費を分割して支払う場合は、公管金の各年度ごとの協定書に添付する資料の内、「公共施設管理者負担金調書」及び「建築物移転図」に別紙のとおり記載します。

この取り扱いについては、市街地整備グループ及び建設部※内公管金支払い担当課と調整済みですが、実施する際には土地区画整理事業の進捗にも配慮して、都市整備課及び各担当課と相談のうえ行ってください。

事務所内の各事業担当及び管内各市町村への周知もあわせてお願いします。

※現在は建設局及び都市・交通局

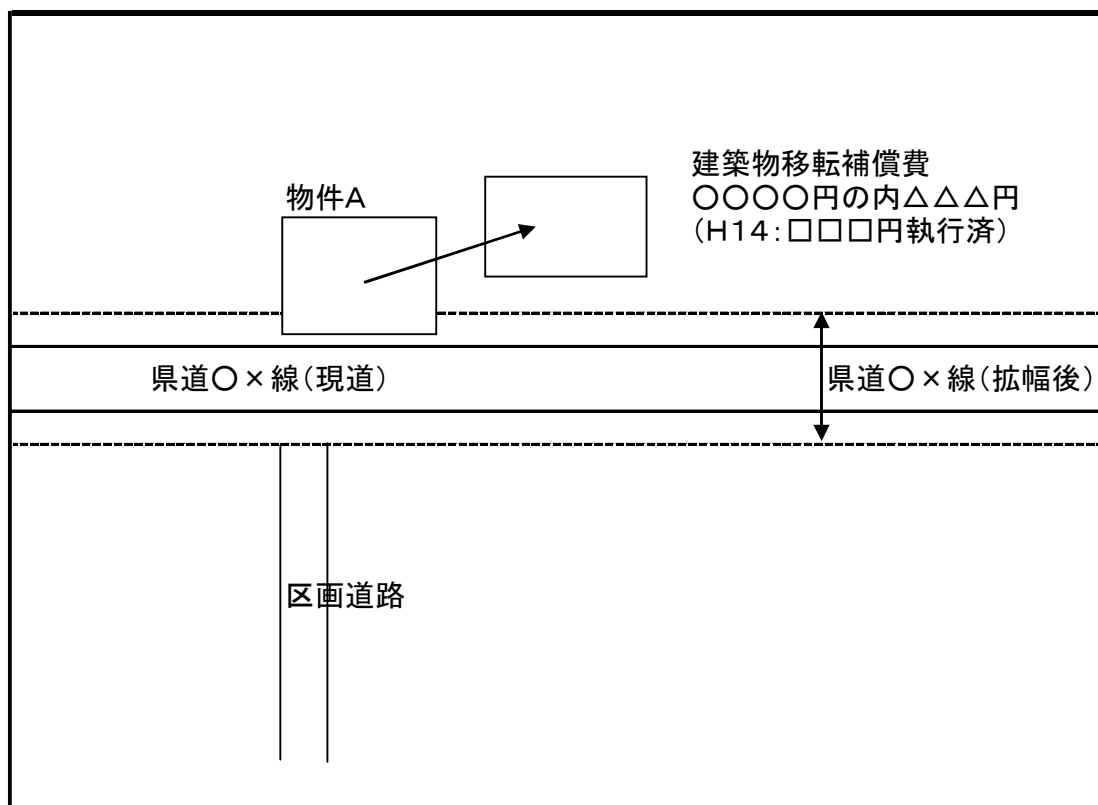
(5) 土地区画整理事業にかかる公共施設管理者負担金における大型補償物件の取り扱い」の運用について(平成 15 年 3 月 27 日付事務連絡 各建設事務所 東部丘陵工事事務所 事務所街路事業担当主査あて 都市整備課企画・街路グループ主査通知)

このことについて、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしますのでよろしく願います。

記

1. 「大型補償物件」は、概ね 1 億円以上の補償物件を対象
2. 「数年間」は、2～3年間

建築物移転図



公 共 施 設 管 理 者 負 担 金 調 書

負 担 金 額 金 円也

内 訳

1 用 地 費 金 円也

種 別	数 量	金 額		摘 要
		単 価	金 額	
宅 地	m ²	円	円	
田				
畑				
その他				
計				

2 建築物移転補償費 金 円也

図 面 対 象 番 号	所在地	物件移転補償費								その他補償費				合計	所有者 (占有者)	摘要				
		建物				工作物		動産	その他	営業		仮住居					雑費 その他			
		用途 構造	数量 単位	工法	金額	名称	数量 単位	金額	金額		業 種	金額	日 数				金額			
例 ①	○町 ○番地	木造 店舗	○m ²	切取	○円	さく	○M	○円	○円	○円			本 屋	○円		○円	○円	(△) ○円	○○○	※

3 事 務 費 金 円也

上段 () 内書き
で当該年度分を記載

摘要欄に過年度執行
済分を記載

(注) (1)各年度ごとの協定書においては、題名「平成*年度公共施設管理者調書」とすること。
(2)本表は、公共施設の管理者が自ら施行することとした場合における金額とすること。

※現在は令和

9-2 県が管理する道路に係る事業費の負担（いわゆる「4分の1負担金」）

9-2-1 4分の1負担金に関する取扱要領について

市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業のうち県が管理する道路（都市計画道路）に係る事業費の負担に関する取扱要領

取 扱 方 針

1 趣 旨

市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業は、同施行区域内の県が管理する道路（都市計画道路）を包含して実施されており、その財源は、市町村単独分を除き、国庫補助、市町村負担をもって充当されるが、このうち県道分の市町村負担相当額については、県が事業を施行するとすれば負担することとなるものであるから、県は道路管理者として市町村に対し、応分の負担を行い、市町村の財政負担を軽減することを目的とする。

2 負担対象路線

市町村が国庫補助を受けて施行する土地区画整理補助事業区域内に存する県が管理する現道（都市計画道路）及びバイパス道路（都市計画道路）を負担対象とする。

ただし、市町村へ引き渡しが予定されている道路は、原則として負担対象外とする。

3 負担対象事業費

前項の負担対象路線に係る工事費（築造・舗装等）及び補償費とする。（用地費及び事務費は負担対象外）

4 負担額

負担対象事業費のうち国庫補助金を除いた額の2分の1を限度とする。

ただし、国費の割合を変更した場合の負担額は、国費の割合を変更しない場合の国庫補助金を除いた額の2分の1を限度とする。

5 その他

事務の手続きは、別に定める取扱要領による。

取 扱 要 領

(趣 旨)

第1条 この要領は、市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業（以下「補助事業」という。）の実施に伴い、県が管理する道路（都市計画道路）に係る事業費の一部を県が補助事業施行者である市町村（以下「施行者」という。）に対して負担する負担金の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(負担対象の路線、事業費及び負担割合等)

第2条 負担対象路線は、補助事業区域内に存する県が管理する現道（都市計画道路）及びバイパス道路（都市計画道路）とする。

ただし、市町村へ引き渡しが予定されている道路は、原則として負担対象外とする。

2 負担対象事業費は、前項の負担対象路線に係る工事費（築造・舗装等）及び補償費とする。（用地費及び事務費は負担対象外）

3 負担額は、前項の負担対象事業費のうち国庫補助金を除いた額の2分の1を限度とする。

ただし、国費の割合を変更した場合の負担額は、国費の割合を変更しない場合の国庫補助金を除いた額の2分の1を限度とする。

(協 議)

第3条 施行者は、負担対象事業に関して事業計画を策定（負担金に関して事業計画の変更をする場合を含む。）しようとするときは、補助事業の実実施計画書の事前相談の後、都市・交通局長あての協議書（様式第1）を管轄建設事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は前項の協議書の提出があったときは、副申書（様式第2）を添え都市・交通局長に送付するものとする。

3 都市・交通局長は、前項の協議書の送付があったときは、所長を経由して施行者に回答（様式第3）するものとする。

(箇所指定)

第4条 都市・交通局長は、予算の範囲内で当該年度の負担対象事業の負担額を箇所決定したときは、これを所長に通知するものとする。

2 所長は、前項の箇所決定があったときは、施行者に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 所長は、前条第1項の箇所決定に基づき、予算配分要求をし、配分があったときは、施行者と当該年度の負担金の額、負担の時期、精算方式等について協定（様式第4）を締結するものとする。

2 前項の協定書には、負担対象事業の実設計書（様式第5）を添付しなければならない。

3 次年度へ繰越となる物件移転補償費については、当該年度の協定には含めず、実設計承認を受け、次年度の協定において対応するものとする。

4 協定締結の事務にあたっては、愛知県財務規則第3条第1項によるものとする。

(負担対象事業の変更)

第6条 施行者は当該年度の負担対象事業の実施設計書を変更しようとするときは、所長に協議し、変更協定(様式第6)を締結しなければならない。

(負担対象事業の施越)

第7条 施行者は、協定の締結以前に負担対象事業を実施する必要がある場合は、実施設計承認申請書(様式第7)を所長に提出してその承認を受けることができる。なお、この場合の負担対象事業の範囲は当該年度及び次年度までに限るものとする。

2 所長は前項の実施設計を承認したときは、実施設計承認書(様式第8)により施行者に通知するものとする。

(残存物件)

第8条 施行者は、当該年度の負担対象事業が完了したときに、機械器具、仮設物、備品及び材料(以下「残存物件」という。)が残存するときは、残存物件継続使用承認申請書(様式第9)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の残存物件の継続使用を承認したときは、残存物件継続使用承認書(様式第10)を施行者に交付するものとする。

3 施行者は、前項の承認があったときは、次年度の補助事業に残存物件を使用することができるものとする。

4 施行者は、補助事業の内負担対象事業が完了するときには、残存物件を負担対象事業費の負担割合により精算するものとする。

(発生物件)

第9条 施行者は、当該年度の負担対象事業施行に伴い発生した物件について、負担対象事業の負担割合により精算するものとする。

(完了実績報告書)

第10条 施行者は、当該年度の負担対象事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第11)を所長に提出しなければならない。

2 所長は前項の実績報告書のうち、負担金が80,000千円以上のものについては、都市・交通局長に送付するものとする。

(負担対象事業の検査)

第11条 都市・交通局長又は、所長は前条の完了実績報告書の提出があったときは、吏員のうちから検査員を任命するものとし、検査員は検査に合格したときは、完了検査調書(様式第12)を都市・交通局長又は、所長へ提出するものとする。

2 都市・交通局長は、前項の完了検査調書を受理したときは、検査結果通知書(様式第13)により、所長を経由して施行者に検査結果を通知するものとする。

3 所長は、第1項の完了検査調書を受理したときは、検査結果通知書(様式第13)により施行者に検査結果を通知するものとする。

(負担金の支払)

第12条 施行者は、前条第2項又は前条第3項の検査結果通知書を受理したときは、所長に負担金を請求し、所長はこの負担金を支払うものとする。

(附 則)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年1月6日から施行する。

この要領は、平成17年1月17日から施行する。

この要領は、平成22年12月3日から施行する。

この要領は、平成31年2月8日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1)

第 号
年 月 日

愛知県都市・交通局長殿

〇〇都市計画事業
〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

県が管理する道路に係る事業費の負担に関する(変更)協議書

都市計画道路〇〇〇〇線に係るこのことについて、下記のとおり協議します。

記

1 都市計画道路〇〇〇〇線(県道〇〇〇〇線)

- | | | |
|-------------|------|---|
| (1) 負担予定額 | 金 | 円 |
| (2) 負担対象事業費 | | |
| ① 物件移転補償費 | 金 | 円 |
| 建物 | 戸 | |
| ② 本工事費 | 金 | 円 |
| 延長 | メートル | |

注) 補償及び本工事については、縮尺 1/1,000~1/500 の平面図に位置を明示すること。

2 添付図書

- (1) 第6章に記載する「土地区画整理事業計画の様式」のうち
- ① 減歩率計算表
 - ② 保留地の予定地積
 - ③ 資金計画書(収入、年度別歳入歳出資金計画表)
 - ④ 負担対象事業費(物件移転補償費等明細書、本工事内訳表) *別添参照
- (2) 土地区画整理事業の位置図及び設計図(縮尺は 1/1,000~1/2,500)

(様式第2)

第 号
年 月 日

都 市 ・ 交 通 局 長 殿

〇〇建設事務所長

県が管理する道路に係る事業費の負担に関する（変更）協議について（副申）

下記路線に係るこのことについて、〇〇土地区画整理事業施行者〇〇市より別添のとおり（変更）協議書の提出がありました。

内容を審査したところ適当と認められます。

記

1 路 線 名

〇〇都市計画道路〇〇〇〇線（県道〇〇〇〇線）

(様式第3)

(〇〇建設事務所経由)

第 号

年 月 日

〇〇都市計画事業

〇〇土地区画整理事業

施行者 〇〇市

代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

愛知県都市・交通局長

県が管理する道路に係る事業費の負担に関する（変更）協議について（回答）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で（変更）協議のありましたこのことについては、（下記条件を附して）協議に応じます。

記

協 定 書

都市計画道路〇〇〇〇線（県道〇〇〇〇線）道路管理者愛知県（以下「甲」という。）と〇〇都市計画事業〇〇土地区画整理事業施行者〇〇市（以下「乙」という。）は甲が管理する〇〇〇〇線築造工事（以下「負担対象事業」という。）を乙が〇〇年度において、土地区画整理事業として施行することについて、次のとおり協定する。

第1条 負担対象事業費は、負担対象事業にかかる経費から用地費及び事務費を除いたものとし、その負担額は負担対象事業費のうち国庫補助金を除いた額の1/2とする。

2 土地区画整理事業の費用負担は次のとおりとする。

区 分	金 額	財 源 内 訳			
		国庫補助金	地方負担		
			県	市	その他
総事業費	A				
控 除 額	B				
国 庫 補 助 対 象 事 業 費	$C = A - B$	$F = G + H$	$(D - G) \times 1/2$	$(D - G) \times 1/2$ + $(E - H)$	
内 訳	負担対象 事業費	$G = D \times \text{補助率}$	$(D - G) \times 1/2$	$(D - G) \times 1/2$	
	その他の 事業費	$H = E \times \text{補助率}$		$E - H$	

3 甲は〇〇年度において負担金として金〇〇〇〇円を負担するものとする。

第2条 乙が〇〇年度において施行する土地区画整理事業のうち、負担対象事業の実施設計書は別添のとおりとする。

2 乙は、前項の実施設計書を変更しようとする場合には甲に協議するものとする。

第3条 甲は、負担金を支出する時期は、負担対象事業が完了したときとする。

第4条 乙は、負担対象事業が完了した場合においては、実績報告書を作成し、すみやかに甲に提出するものとする。

第5条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、完了検査を行い精算するものとする。

第6条 乙は、負担対象事業が完了した場合において、機械器具、仮設物、備品及び材料が残存するときは、甲の承認を受けたうえで翌年度の負担対象事業に継続して使用することができる。

2 翌年度の負担対象事業に継続して使用することができないときは、甲はこれを精算するものとする。

第7条 負担対象事業施行に伴い発生物件が生じたときは、甲はこれを精算するものとする。

第8条 甲は、負担対象事業の施行に関し、乙に対して必要な報告もしくは資料の提出を求め、または進捗状況について実施調査することができる。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所有する。

年 月 日

甲 住 所
愛知県
代表者 愛知県〇〇建設事務所長 〇〇 〇〇

乙 住 所
〇〇都市計画事業〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

<h2 style="margin: 0;">実 施 設 計 書</h2>			
工 事 名			
路線等の名称	都市計画道路〇〇線（県道〇〇線）		
工 事 場 所			
	金	円、負担金	円
工 事 概 要	延 長 工 期	幅 員 日 間	

事 業 費 総 括 表		
費 目	金 額	摘 要
事 業 費		
工 事 費		別添内訳のとおり
本工事費		
付帯工事費		
測量及び試験費		
補償費		
機械器具類		
営繕費		
工事雑費		

変 更 協 定 書

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）は、〇年〇月〇日付で締結した甲が管理する都市計画道路〇〇〇〇線の道路築造工事（以下「負担対象事業」という。）に係る費用負担協定書（以下「原協定書」という。）の一部について、次のとおり変更協定する。

- 1 原協定書第1条第2項の表を次の変更費用負担内訳表とする。

変更費用負担内訳表

上段 当初
下段 変更

区 分	金 額	財 源 内 訳			
		国庫補助金	地方負担		
			県	市	その他
総事業費					
控 除 額					
国 庫 補 助 対 象 事 業 費					
内 訳	負担対象 事業費				
	その他の 事業費				

- 2 原協定書第1条第3項の「金 円」を「金 円」とする。
 3 原協定書第2条第1項の「実施設計書」は、別添「変更実施設計書」とする。
 4 この変更協定書に記載のない事項については、原協定書のとおりとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所有する。

年 月 日

甲 住 所
 愛知県
 代表者 愛知県〇〇建設事務所長 〇〇 〇〇

乙 住 所
 〇〇都市計画事業〇〇土地区画整理事業
 施行者 〇〇市
 代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

(様式第7)

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長 殿

〇〇都市計画事業
〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

実施設計承認申請書

県が管理する道路に係る事業費の負担に関するこのことについて、下記により承認を受けたいので別添の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請額が〇年度及び〇年度の予算の範囲内で締結する協定額を超える場合は、単独費で支弁します。

記

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| 1 | 路線名 | 都市計画道路〇〇〇〇線 |
| 2 | 工事名 | |
| 3 | 実施設計額 | 金 円 |
| | 負担予定額 | 金 円 |
| 4 | 工事実施予定期間 | 年 月 ~ 年 月 |
| 5 | 工事内容 | 本工事延長 m
物件移転補償 戸 |
| 6 | 添付書類 | 負担対象工事費内訳図書 |

(様式第8)

第 号
年 月 日

〇〇都市計画事業

〇〇土地区画整理事業

施行者 〇〇市

代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

愛知県〇〇建設事務所長

実 施 設 計 承 認 書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のありましたこのことについて承認します。

(様式第9)

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長 殿

〇〇都市計画事業
〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

残存物件継続使用承認申請書

〇年〇月〇日付けで締結した〇年度の市町村施行の土地区画整理国庫補助事業に係る事業費の負担に関する協定により取得した下記残存物件を〇年度の同一土地区画整理国庫補助事業のうち負担対象事業に継続使用したいので承認してください。

記

取得事業年度	品名	数量	取得価格	取得年月日	使用期間	耐用年数	残存率	残存価格	摘要
			円					円	

(様式第10)

第 号
年 月 日

〇〇都市計画事業

〇〇土地区画整理事業

施行者 〇〇市

代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

愛知県〇〇建設事務所長

残存物件継続使用承認書

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で申請のありましたこのことについては、承認します。

(様式第11)

第 号
年 月 日

愛知県〇〇建設事務所長 殿

〇〇都市計画事業
〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

完 了 実 績 報 告 書

〇年〇月〇日付けで協定を締結しました下記路線に係るこのことについては、〇年〇月〇日完了しました。

記

1	工 事 名		
2	路 線 名		
3	工 事 場 所		
4	実 施 事 業 費	金	円
5	負担対象事業費	金	円
6	実施事業費に対する精算額	金	円
7	負担対象事業費に対する精算額	金	円
8	負 担 精 算 額	金	円

完了検査調書

愛知県知事殿

年 月 日

検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
契 約 者	
検査年月日	年 月 日
検査結果	
摘 要	

(様式第13)

第 号
年 月 日

〇〇都市計画事業

〇〇土地区画整理事業

施行者 〇〇市

代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

愛知県〇〇建設事務所長

検 査 結 果 通 知 書

下記工事は、〇年〇月〇日の検査に合格しました。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
協 定 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
協定締結年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

9-2-2 4分の1負担金に関する取扱要領の運用について

市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業のうち県が管理する道路
(都市計画道路)に係る事業費の負担に関する取扱要領の運用について(通知)

1 趣 旨

4分の1負担金の対象となる県管理道路(都市計画道路)の整備は、社会資本整備総合交付金交付要綱における「道路事業」で行われるのが一般的であるが、「市街地整備事業(都市再生区画整理事業)」により行われることも考えられる。

本負担金については、整備にかかる事業種別は限定しておらず、「道路事業」以外の事業で整備される場合においても負担対象となるものであり、本通知はその考え方を改めて周知するものである。

事務連絡
令和元年12月27日

建設局各建設事務所
担当課長 殿

都市整備局都市基盤部都市整備課
企画・街路グループ班長
市街地整備グループ班長

市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業のうち県が管理する道路
(都市計画道路)に係る事業費の負担に関する取扱要領の運用について(通知)

本県は、市町村が施行する土地区画整理事業において整備される県管理道路(都市計画道路)に対し、「市町村が施行する土地区画整理国庫補助事業のうち県が管理する道路(都市計画道路)に係る事業費の負担に関する取扱要領」(以下、「取扱要領」)に従い、道路管理者として応分の負担(いわゆる「4分の1負担金」)をしてくているところです。

4分の1負担金の対象となる県管理道路(都市計画道路)の整備は、社会資本整備総合交付金交付要綱における「道路事業」で行われるのが一般的ですが、「市街地整備事業(都市再生区画整理事業)」により行われることも考えられます。

本負担金については、整備にかかる事業種別は限定しておらず、「道路事業」以外の事業で整備される場合においても負担対象となるものであり、本通知はその考え方を改めて周知するものです。

事業種別によらず事務手続きの進め方や様式は従来のとおりですが、様式第1及び様式第4の作成、確認にあたっては、別添資料を参考に適切に事務を行ってください。

なお、貴管内市町村に周知をお願いします。

担 当	企画・街路グループ
電 話	052-954-6521
内 線	2663、2664
FAX	052-972-6415
メール	toshiseibi@pref.aichi.lg.jp
担 当	市街地整備グループ
電 話	052-954-6523
内 線	2668
FAX	052-972-6415
メール	toshiseibi@pref.aichi.lg.jp

表 1 / 4 負担金にかかる事務の流れ (協議書関係)

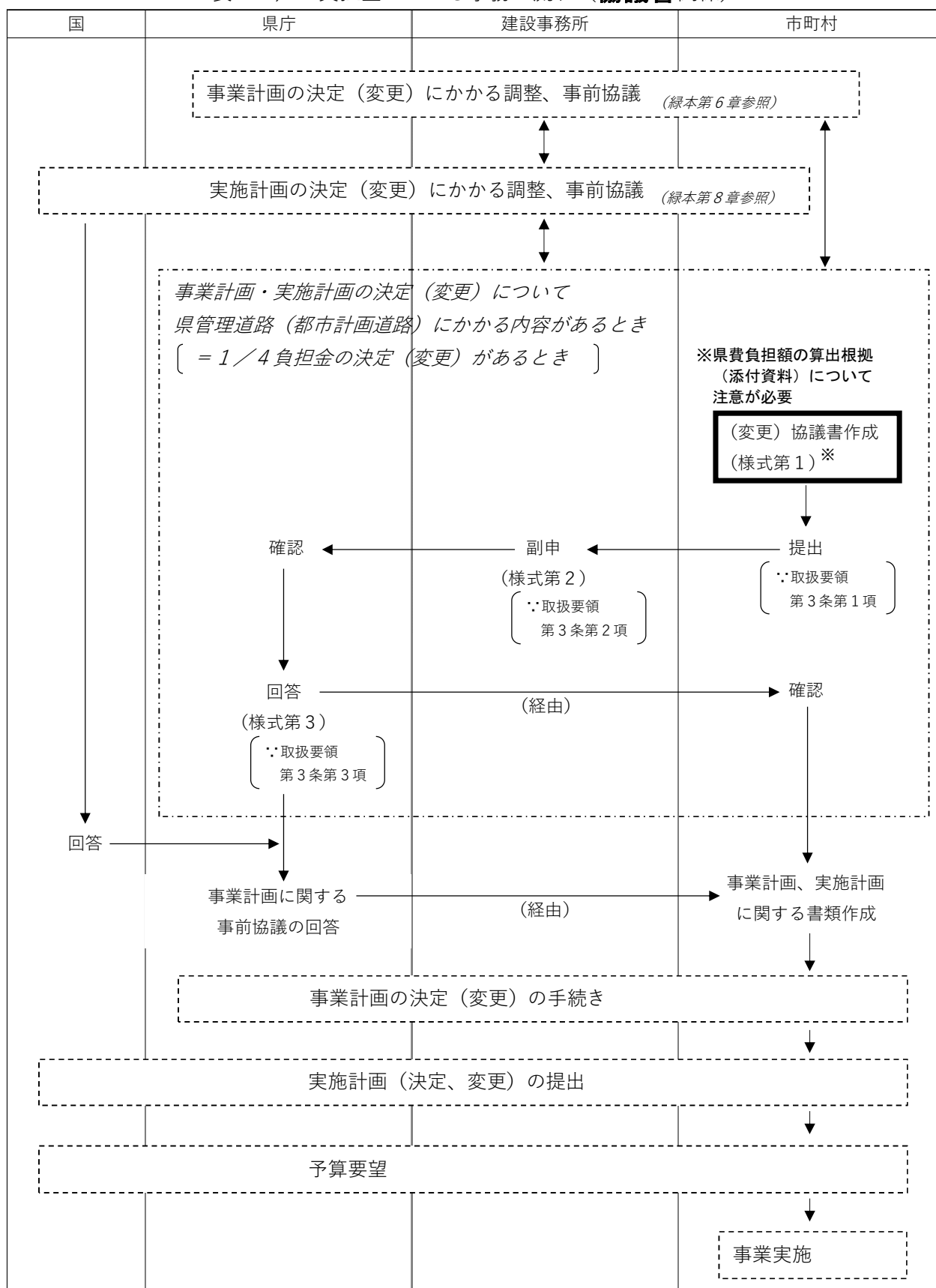
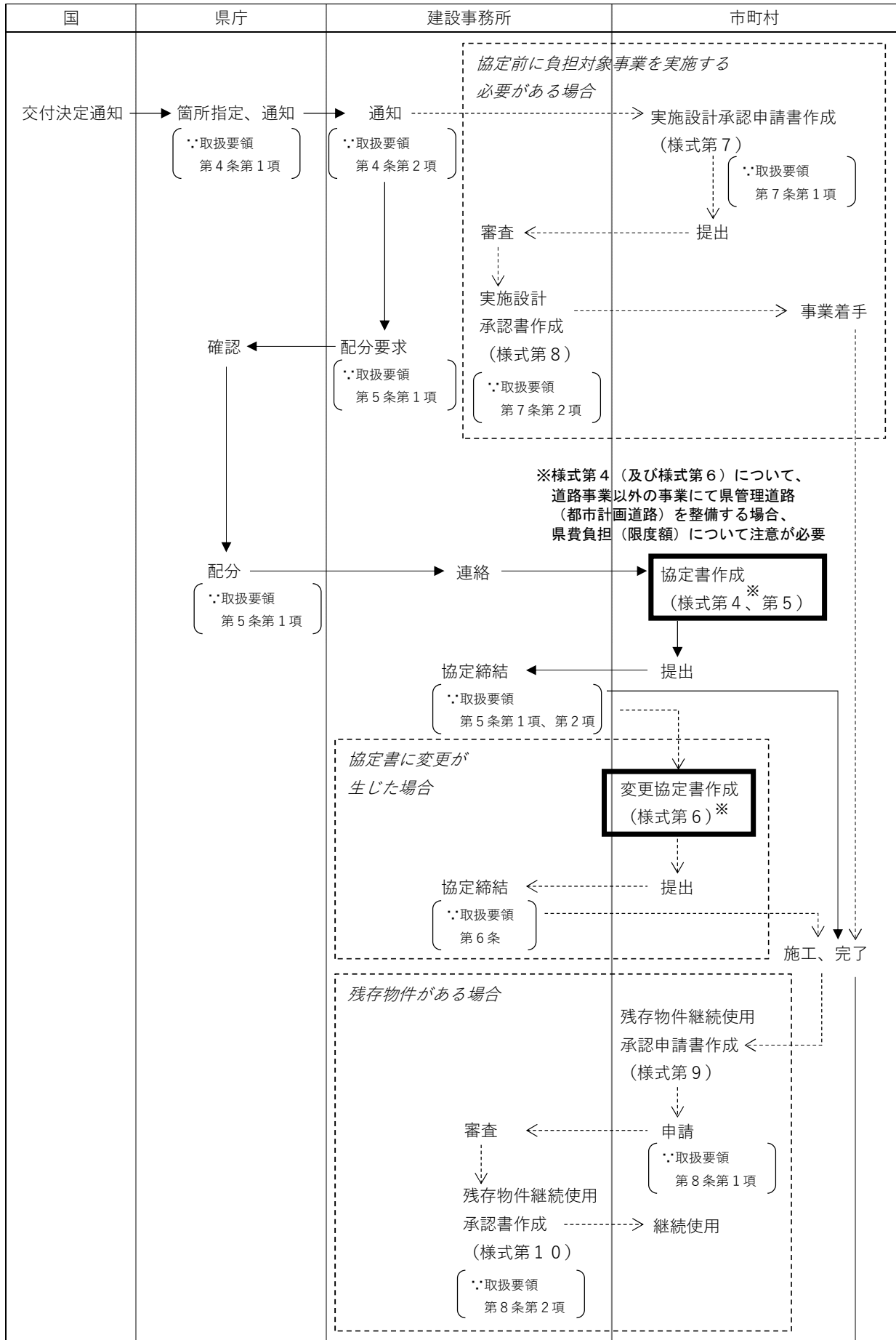


表 1 / 4 負担金にかかる事務の流れ (協定書関係)



(様式第1)

第 号
年 月 日

愛知県都市整備局長* 殿
*現在は都市・交通局長

〇〇都市計画事業
〇〇土地区画整理事業
施行者 〇〇市
代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

県が管理する道路に係る事業費の負担に関する(変更)協議書

都市計画道路〇〇〇〇線に係るこのことについて、下記のとおり協議します。

記

1 都市計画道路〇〇〇〇線(県道〇〇〇〇線)

- | | | |
|-------------|------|---|
| (1) 負担予定額 | 金 | 円 |
| (2) 負担対象事業費 | | |
| ① 物件移転補償費 | 金 | 円 |
| 建物 | 戸 | |
| ② 本工事費 | 金 | 円 |
| 延長 | メートル | |

注) 補償及び本工事については、縮尺 1/1,000~1/500 の平面図に位置を明示すること。

2 添付図書

- (1) 第6章に記載する「土地区画整理事業計画の様式」のうち
- ① 減歩率計算表
 - ② 保留地の予定地積
 - ③ 資金計画書(収入、年度別歳入歳出資金計画表)
 - ④ 負担対象事業費(物件移転補償費等明細書、本工事内訳表) *別添参照
- (2) 土地区画整理事業の位置図及び設計図(縮尺は 1/1,000~1/2,500)

*別添参照

別紙の参考資料(例)を
参照してください。

様式第1に添付する参考資料(例)

基本事業費における県負担金の算出について

県負担金は施行前の県道に該当する路線を対象とし、各路線の工事費(築造・舗装等)及び補償費にかかる地方公共団体負担分の1/2を限度とする。

1 県負担路線

一般県道●●●●線 ⇒ 都市計画道路▲▲▲▲線

(事例)

協議書を変更する年度までは道路事業で整備し、
次年度以降、市街地整備事業(都市再生区画整理)で
整備する場合

2 県負担対象事業費

(単位:千円)

対象路線	事業種別	実績事業費			残事業費			合計	備考	
		補償費	本工事費	事務費	補償費	本工事費	計			
▲▲▲▲線	道路事業	120,000	90,000	5,000	215,000	30,000	10,000	40,000	255,000	※当該年度分=道路事業で整備
	市街地整備事業	0	0	0	0	80,000	60,000	140,000	140,000	
	計	120,000	90,000	5,000	215,000	110,000	70,000	180,000	395,000	※次年度以降=市街地整備事業(都市再生区画整理)で整備
計		120,000	90,000	5,000	215,000	110,000	70,000	180,000	395,000	

3 県負担金の算出

(※)実際の国費率:1/3ではなく、道路事業の国費率0.5を想定して負担金を算出

※道路事業以外の事業で整備する場合、こういった説明を補足

(単位:千円)

対象路線	事業種別	実績負担金 ①		残負担金 ②		計 ①+②	充当率 ③	残負担金を充当率 加味した場合の計 ①+(②×③)	県負担金
▲▲▲▲線	道路事業	215,000千円	$\times 5.0/10 \times 1/2 = 53,750$ 千円	40,000千円	$\times 5.0/10 \times 1/2 = 10,000$ 千円	63,750千円	充当率0.9000	62,750千円	62,000千円
	市街地整備事業(※)	0千円	$\times 5.0/10 \times 1/2 = 0$ 千円	140,000千円	$\times 5.0/10 \times 1/2 = 35,000$ 千円	35,000千円	充当率0.9000	31,500千円	31,000千円
	計	※道路事業以外の事業については、実際の裏負担率(国費率)ではなく、道路事業を適用した場合の率で負担金を算出		53,750千円	45,000千円	98,750千円		94,250千円	93,000千円
計	道路事業		53,750千円		10,000千円	63,750千円		62,750千円	62,000千円
	市街地整備事業		0千円		35,000千円	35,000千円		31,500千円	31,000千円
	計		53,750千円		45,000千円	98,750千円		94,250千円	93,000千円

※こういった様式の他、実績事業費、残事業費の
根拠資料(事業計画の写しなど)を添付

協 定 書

(略)

第1条 負担対象事業費は、負担対象事業にかかる経費から用地費及び事務費を除いたものとし、その負担額は負担対象事業費のうち国庫補助金を除いた額の1/2を限度とする。

2 土地区画整理事業の費用負担は次のとおりとする。

※道路事業で県管理道路（都市計画道路）を整備する場合、
下記の計算式により県費などを算出

区 分	金 額	財 源 内 訳			
		国庫補助金	地方負担		
			県	市	その他
総事業費	A				
控除額	B				
国庫補助対象事業費	$C = A - B$	$F = G + H$	$(D - G) \times 1/2$	$(D - G) \times 1/2 + (E - H)$	
内 訳	負担対象事業費	D	$G = D \times \text{補助率}$	$(D - G) \times 1/2$	$(D - G) \times 1/2$
	その他の事業費	E	$H = E \times \text{補助率}$		$E - H$

※道路事業以外の事業で県管理道路（都市計画道路）を整備する場合、
下記により県費などを算出

区 分	金 額	財 源 内 訳			
		国庫補助金	地方負担		
			県	市	その他
総事業費	A				
控除額	B				
国庫補助対象事業費	$C = A - B$	(※1)	(※2)	(※3)	
内 訳	負担対象事業費	D	(※1)	(※2)	(※3)
	その他の事業費	E	(※1)		(※3)

(※1) 実際に交付される金額を記入

(※2) 右記の要領により算出される限度額以内の金額を記入

(※3) 「全体金額」(C又はD) から「国庫補助金」、「県」を差し引いた額を記入

道路事業以外の事業にて県管理道路（都市計画道路）を整備する際の各年度における県費負担の限度額について

下記の要領（①から③）に従い、県負担額（限度額）を算出してください。

- ①協議書に基づき、交付対象事業費に対して、道路事業の国費率（0.5又は0.55）を適用して算出した裏負担の1/2に相当する額を確認
- ②実際の裏負担の1/2に相当する額を確認
- ③上記①、②のうち、金額が小さい方を限度額として、県負担額を決定

県費負担（限度額）の算出事例

[前提]

- 都市再生区画整理事業（国費率：1/3）にて整備
- 事業費：3,000千円
- 道路事業の場合、国費率：0.5

【ケース1：国費1,000千円（過充当・過小充当なし）の場合】

上記①の額 $3,000 \text{千円} * 0.5 * 1/2 = 750 \text{千円}$
上記②の額 $(3,000 \text{千円} - 1,000 \text{千円}) / 2 = 1,000 \text{千円}$
① < ②につき、上記①の額750千円を県費負担の限度額とする。

【ケース2：国費1,200千円（200千円過充当）の場合】

上記①の額 $3,000 \text{千円} * 0.5 * 1/2 = 750 \text{千円}$
上記②の額 $(3,000 \text{千円} - 1,200 \text{千円}) / 2 = 900 \text{千円}$
① < ②につき、上記①の額750千円を県費負担の限度額とする。

【ケース3：国費2,000千円（1,000千円過充当）の場合】

上記①の額 $3,000 \text{千円} * 0.5 * 1/2 = 750 \text{千円}$
上記②の額 $(3,000 \text{千円} - 2,000 \text{千円}) / 2 = 500 \text{千円}$
① > ②につき、上記②の額500千円を県費負担の限度額とする。

【ケース4：国費500千円（500千円過小充当）の場合】

上記①の額 $3,000 \text{千円} * 0.5 * 1/2 = 750 \text{千円}$
上記②の額 $(3,000 \text{千円} - 500 \text{千円}) / 2 = 1,250 \text{千円}$
① < ②につき、上記①の額750千円を県費負担の限度額とする。

ご不明な点があれば、県都市整備課までお問い合わせください。

第10章 その他

10-1 土地区画整理事業における調整池設置指導基準について

(平成24年3月12日付け23都整第312号 各建設事務所長宛て 建設部長通知)

このことについては、平成17年12月27日付け17都整第107号で通知し現在実施されているところですが、今回別添のとおり基準を改訂しましたのでご承知ください。

適用は、平成24年4月1日からとし、上記通知は同日付けで廃止します。

なお、貴職から貴管内市町村へ通知してください。

「土地区画整理事業における調整池設置指導基準」

(目的)

第1条 この指導基準は、市街化区域で土地区画整理法第3条第1項、第2項、第3項、第4項及び第3条の2による土地区画整理事業の施行にあたり、適正な雨水排水を図るため、調整池を設置し、治水の万全を期すことを目的とする。

(定義)

第2条 本基準に用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「調整池」とは、洪水を一時調整し、下流河川等の負担を軽減させるため設置する貯留施設をいう。
2. 「施行地区」とは、土地区画整理事業を行う地区のことをいい、その面積を「施行面積」という。
3. 「開発区域」とは、調整池の容量等を算定する根拠となる区域のことをいい、その面積を「開発面積」という。また、「開発面積」は、特定都市河川浸水被害対策法第9条に規定する雨水浸透阻害行為面積と同様とする。 ※法改正により現在は第30条
4. 「新市街化区域」とは、河川整備計画または河川全体計画策定の際は市街化調整区域であったが、その後都市計画の見直しにより市街化区域に編入された地区、または編入しようとする地区のことをいう。(市街化調整区域内において地区計画を定めて土地区画整理事業を行う地区も含む。)
5. 「厳密計算法」とは、降雨強度式から中央集中形の降雨波形を求め、合理式を用いて流出ハイドログラフを作成し、このハイドログラフが調整池に流入した場合の調整効果を求め、必要調整容量を算出するものをいう。なお、流出係数は、平成16年国土交通省告示第521号を適用する。

(容量)

第3条 調整容量は、次の基準によるもの以上とする。

ただし、V：調整池の必要調整容量 (m³)

A：開発面積 (ha)

1. 新川および境川・猿渡川特定都市河川流域を除く流域 (一般流域)

(1) 市街化区域

(ア) 下流法河川 (法河川流入地点から下流5km) の現況流下能力が、5年確率降雨以上の場

合は、新たに調整池は設けないことができる。ただし、施行地区内に現存するため池等については極力その治水機能の維持に努めるものとする。

(イ) 下流法河川（法河川流入地点から下流 5 km）の現況流下能力が、5 年確率降雨未満の場合は、1/5 降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整できる容量を確保する。

(ウ) 調整池容量の計算手法は厳密計算法とする。

(2) 新市街化区域

(ア) 1/30 降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整でき、かつ 1/3 降雨に対する開発後の流出量を、調整池下流の現状における流下能力相当まで調整できる容量を確保する。

なお、内水区域で河川計画上許容湛水（主に水田等の許容湛水等）を見込んでいる場合があるので、河川管理者に確認の上、容量の算定にあたって調整すること。

(イ) 調整池容量の計算手法は厳密計算法とする。

2. 新川および境川・猿渡川特定都市河川流域

(1) 市街化区域

(ア) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく技術的基準により容量を確保する。

(イ) 雨水浸透阻害行為面積が、 $A \geq 0.10\text{ha}$ の開発については、1/10 降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整できる容量を確保する。

(ウ) 雨水浸透阻害行為面積が、 $A < 0.10\text{ha}$ の開発については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例（愛知県条例第 84 号）に基づく技術的基準により容量を確保する。

(エ) 調整池容量の計算手法は厳密計算法とする。

(2) 新市街化区域

(ア) 上記項目 (1) の (ア) ~ (ウ) を満たし、かつ 1/30 降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整でき、1/3 降雨に対する開発後の流出量を調整池下流の現状における流下能力相当まで調整できる容量を確保する。

なお、内水区域で河川計画上許容湛水（主に水田等の許容湛水等）を見込んでいる場合があるので、河川管理者に確認の上、容量の算定にあたって調整すること。

(イ) 調整池容量の計算手法は厳密計算法とする。

(構造)

第 4 条 調整池の構造は原則として次によるものとする。

1. 調整池は掘込方式とする。
2. 調整池の流出入は自然流下方式またはポンプ排水方式とする。
3. 施行地区外からの流入は極力減らした構造とする。

(設置位置)

第 5 条 調整池は、原則として施行地区内でかつ調整効果の十分期待できる場所とし、調整池を経由しない流出（直接流出）は避けること。

やむを得ず施行地区外に設ける場合は、調整効果を十分発揮できる構造とする。

(設置期間)

第 6 条 市街化区域内に設置された調整池については、新川および境川・猿渡川特定都市河川流域

内に設置された調整池を除き、下流法河川が5年確率降雨に対応する能力を確保するまでの間、暫定的に調整池を設置するものとする。

新川および境川・猿渡川特定都市河川流域内に設置された調整池及び新市街化区域内に設置された調整池については、恒久とする。

なお、調整池の撤去及び改築等を行う場合は、法河川、水路管理者と協議すること。

(管理者)

第7条 調整池の維持管理にあたっては、管理者を定め事故防止に留意するとともに、調整池の機能保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 砂防指定地等、他の法令、要綱等により基準がある場合は、それらの基準と本基準の双方を満たすよう計画すること。

第9条 浸透機能を有する施設を設置する場合は、その機能を見込むことができる。

なお、浸透機能は、別に定める設計基準に基づき設計を行い、河川管理者と協議すること。

第10条 調整池から直接法河川へ放流する場合は、容量及び許容放流量の算定手法について河川管理者と調整すること。

(附則)

この指導基準は、平成24年3月31日までに当初認可されているものを除くすべての土地区画整理事業に適用する。

「土地区画整理事業における調整池設置に関する運用方針」

調整池設置に対する認識

土地区画整理事業は、県下の都市問題の主要な課題の一つである健全な市街地の造成を実現する手法として、近年その重要性が再認識されているが、その一方で、治水対策、生活環境の保全を目的とする河川整備が進められているものの、到底これらの開発に追従しえなく、降雨による浸水被害等の災害を与える例が増大している。

よって、これらの災害等に対処するための方策として、開発者において調整池を設置し、治水、遊水機能の維持に努め、健全な生活環境の保全を図ろうとするものである。

1. 開発面積（A）

開発面積は、特定都市河川浸水被害対策法第30条に規定する雨水浸透阻害行為面積と同様とし、宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある次に掲げる行為の面積をいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ①ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ②ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

2. 構造及び位置

- (1) 調整池は掘込式を原則とし、周辺の権利者に被害を及ぼすことのないように位置及び構造を定めること。
- (2) 調整池の吐出口の断面は、下流法河川、水路等の管理者と十分協議して決定すること。
- (3) 調整池として施行地区外又は水利権等のある池を活用する場合は、市町村長並びに関係者の同意を得ること。
- (4) 施行地区外からの調整池への流入および施行地区からの直接放流は避けた構造とすること。やむを得ずこれらを行う場合は、地区外流入による調整池の容量不足や直接放流により放流量が過大とならないように配慮すること。
- (5) ポンプ排水とする場合には、ポンプの操作規則を添付すること。

3. 新市街化区域について

新市街化区域とは、河川整備計画または河川全体計画策定の際は市街化調整区域であったが、その後都市計画の見直しにより市街化区域に編入された地区、または編入しようとする地区のことをいう。

（市街化調整区域内において地区計画を定めて土地区画整理事業を行う地区も含む。）

他計画（下水道計画、都市マスタープラン等）により市街化区域と計画された地区でも河川整備計画または河川全体計画において市街化調整区域と計画されていれば新市街化区域扱いとする。

市街化区域への編入については、「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」（S45 都市局長、河川局長通達）に基づき、溢水、湛水等の災害防止のための具体的な措置が必要となる。

4. 調整池の容量計算と現況流出量の計算手法

- (1) 洪水流量の計算 合理式
- (2) 容量計算 厳密計算法
- (3) 洪水到達時間 10分（特定都市河川浸水被害対策法による）
- (4) 降雨強度式 「愛知県の確率降雨」を用いた基準降雨（参考資料2参照）
- (5) 流出係数 平成16年国土交通省告示第521号（参考資料3参照）

5. その他

- (1) 自然放流オリフィスを設計する際には、調整池のH、W、Lと放流先の洪水時水位との高低差を水頭差として計算し、施設設計を行うこと。調整池のH、W、Lと樋管のH、W、Lとの差を水頭差としてはならない。
- (2) 調整池から直接法河川に放流する場合、特に調整池からの放流のみの樋管を新規に設置する場合、その放流量は、調整池設置指導基準と河川占用基準で算出した放流量の小さい方でなければならない。
- (3) 開発区域に新市街化区域と市街化区域が混在する場合は、調整池を各区域毎に設計することとする。これによりがたい場合は、全域新市街化区域扱いとして設計するが、新市街化区域面積が土地区画整理施行面積に対して小規模の場合、過度な調整池容量となるので、雨水排水計画立案においては十分に考慮すること。
- (4) 流出抑制対策としての浸透施設を設計する場合は、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川[逢妻川]・猿渡川流域編）」及び「道路路面雨水処理マニュアル（案）」に基づき計画設計を行うこととする。
なお、設置後の清掃、目詰まり除去などの適切な維持管理が実施できることなどを義務づけること。

参考資料

- 参考資料1 流出抑制対策の規模の算定の技術的基準
- 参考資料2 基準降雨（「愛知県の確率降雨」より抜粋）
- 参考資料3 流出係数（平成16年国土交通省告示第521号）
- 参考資料4 土地利用区分（雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川[逢妻川]・猿渡川流域編）より抜粋）
- 参考資料5 開発に伴う調整池設置基準

参考資料 1 流出抑制対策の規模の算定の技術的基準

① 流出雨水量の算定

流出雨水量の算定は次に掲げる式により10分ごとに算定すること。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A \cdot \frac{1}{10000}$$

Q 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s)

f 行為区域の平均流出係数

r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)
(洪水到達時間は10分とする。)

A 行為区域の面積 (m^2)

② 浸透施設の見込み方

対策工事の手法として浸透施設を計画するときのその効果の見込み方は、当該浸透施設の雨水の浸透能力を流量に換算し、流出雨水量から控除して行うこと。

なお、浸透施設的能力は、対策工事を施行する箇所の地質特性を現場試験により確認の上設定することを標準とすること。

③ 貯留規模の算定方法

対策工事の規模の算定は、次に掲げる式によることを標準とすること。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

$$Q(t) = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r(t) \cdot A \cdot \frac{1}{10000}$$

イ 自然放流方式

$$[H(t) \leq 1.2D] \quad Q_{out} = C' \cdot a^{1/2} \cdot H(t)^{3/2}$$

$[1.2D < H(t) < 1.8D]$ $H = 1.2D, H = 1.8D$ の Q_{out} を直線近似

$$[H(t) \geq 1.8D] \quad Q_{out} = C \cdot a \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

ロ ポンプ放流方式

横越流方式等による流入制限方式、ポンプによる常時排水方式の場合とも $Q_{out}(t)$ は次によること。

$$[Q_{in}(t) \leq Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_{in}$$

$$[Q_{in}(t) > Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_0 \quad [\text{常時排水方式の場合}]$$

$$Q_{out}(t) = 0 \quad [\text{ポンプ排水方式の場合}]$$

$Q_m(t)$ 調整池への流入量 (m^3/s)

$Q_{out}(t)$ 調整池からの放流量 (m^3/s) $\leq Q_0$ (行為前の最大流出雨水量 (m^3/s))

$Q(t)$ 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s)

Q_p 浸透施設による浸透量 (m^3/s)

$Q(t) - Q_p \leq 0$ のときは $Q_p = Q(t)$

V 調整池の貯留量 (m^3)

C, C' 放流口の流出係数 $C=0.6$ $C'=1.8$

a 放流口の断面積 (m^2)

$H(t)$ 調整池の水位 (m)

D 放流口の径 (m)

t 計算時刻 (s)

f 行為区域の平均流出係数

r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)

A 行為区域の面積 (m^2)

基準降雨(1)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 137.6 mm			
地区名:名古屋		最大時間降雨強度(1時間): 44.3 mm/hr			
生起確率:3年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 98.2 mm/hr			
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	1.7	6	0-10	3.0
	10-20	1.8		10-20	3.0
	20-30	1.8		20-30	3.1
	30-40	1.8		30-40	3.2
	40-50	1.8		40-50	3.3
	50-60	1.8		50-60	3.3
1	0-10	1.9	7	0-10	3.4
	10-20	1.9		10-20	3.5
	20-30	1.9		20-30	3.6
	30-40	1.9		30-40	3.7
	40-50	2.0		40-50	3.8
	50-60	2.0		50-60	4.0
2	0-10	2.0	8	0-10	4.1
	10-20	2.0		10-20	4.2
	20-30	2.1		20-30	4.4
	30-40	2.1		30-40	4.6
	40-50	2.1		40-50	4.7
	50-60	2.1		50-60	4.9
3	0-10	2.2	9	0-10	5.2
	10-20	2.2		10-20	5.4
	20-30	2.2		20-30	5.7
	30-40	2.3		30-40	6.0
	40-50	2.3		40-50	6.3
	50-60	2.3		50-60	6.7
4	0-10	2.4	10	0-10	7.2
	10-20	2.4		10-20	7.7
	20-30	2.5		20-30	8.4
	30-40	2.5		30-40	9.2
	40-50	2.5		40-50	10.2
	50-60	2.6		50-60	11.4
5	0-10	2.6	11	0-10	13.1
	10-20	2.7		10-20	15.4
	20-30	2.7		20-30	18.9
	30-40	2.8		30-40	25.0
	40-50	2.9		40-50	37.9
	50-60	2.9		50-60	98.2

r=b/(c(n+a)) , r:降雨強度(mm/hr) , t:降雨継続時間(分) , a=6.079 , b=1,112.7 , n=0.72

基準降雨(2)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 164.2 mm			
地区名:名古屋		最大時間降雨強度(1時間): 52.1 mm/hr			
生起確率:5年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 108.2 mm/hr			
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.0	6	0-10	3.5
	10-20	2.0		10-20	3.6
	20-30	2.0		20-30	3.6
	30-40	2.1		30-40	3.7
	40-50	2.1		40-50	3.8
	50-60	2.1		50-60	3.9
1	0-10	2.1	7	0-10	4.0
	10-20	2.2		10-20	4.2
	20-30	2.2		20-30	4.3
	30-40	2.2		30-40	4.4
	40-50	2.2		40-50	4.5
	50-60	2.3		50-60	4.7
2	0-10	2.3	8	0-10	4.9
	10-20	2.3		10-20	5.0
	20-30	2.4		20-30	5.2
	30-40	2.4		30-40	5.4
	40-50	2.4		40-50	5.7
	50-60	2.5		50-60	5.9
3	0-10	2.5	9	0-10	6.2
	10-20	2.5		10-20	6.5
	20-30	2.6		20-30	6.8
	30-40	2.6		30-40	7.2
	40-50	2.7		40-50	7.7
	50-60	2.7		50-60	8.2
4	0-10	2.8	10	0-10	8.8
	10-20	2.8		10-20	9.5
	20-30	2.8		20-30	10.3
	30-40	2.9		30-40	11.3
	40-50	3.0		40-50	12.6
	50-60	3.0		50-60	14.2
5	0-10	3.1	11	0-10	16.3
	10-20	3.1		10-20	19.3
	20-30	3.2		20-30	23.8
	30-40	3.3		30-40	31.3
	40-50	3.3		40-50	46.9
	50-60	3.4		50-60	108.2

r=b/(c(n+a)) , r:降雨強度(mm/hr) , t:降雨継続時間(分) , a=8.805 , b=1,547.1 , n=0.74

基準降雨(3)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 204.8 mm			
地区名:名古屋		最大時間降雨強度(1時間): 63.0 mm/hr			
生起確率:10年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 120.8 mm/hr			
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.5	6	0-10	4.4
	10-20	2.5		10-20	4.5
	20-30	2.5		20-30	4.6
	30-40	2.5		30-40	4.7
	40-50	2.6		40-50	4.8
	50-60	2.6		50-60	4.9
1	0-10	2.6	7	0-10	5.1
	10-20	2.7		10-20	5.2
	20-30	2.7		20-30	5.4
	30-40	2.7		30-40	5.6
	40-50	2.8		40-50	5.7
	50-60	2.8		50-60	5.9
2	0-10	2.9	8	0-10	6.2
	10-20	2.9		10-20	6.4
	20-30	2.9		20-30	6.6
	30-40	3.0		30-40	6.9
	40-50	3.0		40-50	7.2
	50-60	3.1		50-60	7.5
3	0-10	3.1	9	0-10	7.9
	10-20	3.2		10-20	8.3
	20-30	3.2		20-30	8.8
	30-40	3.3		30-40	9.3
	40-50	3.3		40-50	9.8
	50-60	3.4		50-60	10.5
4	0-10	3.4	10	0-10	11.3
	10-20	3.5		10-20	12.2
	20-30	3.6		20-30	13.3
	30-40	3.6		30-40	14.6
	40-50	3.7		40-50	16.2
	50-60	3.8		50-60	18.3
5	0-10	3.8	11	0-10	21.1
	10-20	3.9		10-20	24.9
	20-30	4.0		20-30	30.5
	30-40	4.1		30-40	39.8
	40-50	4.2		40-50	58.3
	50-60	4.3		50-60	120.8

r=b/(c(n+a)) , r:降雨強度(mm/hr) , t:降雨継続時間(分) , a=11.717 , b=2,095.0 , n=0.75

基準降雨(4)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 276.6 mm			
地区名:名古屋		最大時間降雨強度(1時間): 80.0 mm/hr			
生起確率:30年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 135.4 mm/hr			
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	3.2	6	0-10	5.9
	10-20	3.2		10-20	6.0
	20-30	3.2		20-30	6.2
	30-40	3.3		30-40	6.3
	40-50	3.3		40-50	6.5
	50-60	3.4		50-60	6.7
1	0-10	3.4	7	0-10	6.9
	10-20	3.5		10-20	7.1
	20-30	3.5		20-30	7.4
	30-40	3.5		30-40	7.6
	40-50	3.6		40-50	7.9
	50-60	3.7		50-60	8.2
2	0-10	3.7	8	0-10	8.5
	10-20	3.8		10-20	8.8
	20-30	3.8		20-30	9.2
	30-40	3.9		30-40	9.6
	40-50	3.9		40-50	10.0
	50-60	4.0		50-60	10.5
3	0-10	4.1	9	0-10	11.1
	10-20	4.1		10-20	11.7
	20-30	4.2		20-30	12.4
	30-40	4.3		30-40	13.1
	40-50	4.4		40-50	14.0
	50-60	4.4		50-60	15.0
4	0-10	4.5	10	0-10	16.1
	10-20	4.6		10-20	17.5
	20-30	4.7		20-30	19.1
	30-40	4.8		30-40	21.1
	40-50	4.9		40-50	23.5
	50-60	5.0		50-60	26.5
5	0-10	5.1	11	0-10	30.5
	10-20	5.2		10-20	35.9
	20-30	5.3		20-30	43.6
	30-40	5.4		30-40	55.7
	40-50	5.6		40-50	77.6
	50-60	5.7		50-60	135.4

r=b/(c(n+a)) , r:降雨強度(mm/hr) , t:降雨継続時間(分) , a=20.475 , b=3,587.2 , n=0.78

基準降雨(5)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 135.7 mm									
地区名: 小原		最大時間降雨強度(1時間): 48.7 mm/hr									
生起確率: 3年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 109.5 mm/hr									
時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)
0	0-10	1.5	6	0-10	2.6	12	0-10	59.2	18	0-10	2.6
	10-20	1.5		10-20	2.7		10-20	32.4		10-20	2.5
	20-30	1.5		20-30	2.8		20-30	22.6		20-30	2.4
	30-40	1.5		30-40	2.8		30-40	17.5		30-40	2.4
	40-50	1.6		40-50	2.9		40-50	14.4		40-50	2.3
	50-60	1.6		50-60	3.0		50-60	12.2		50-60	2.3
1	0-10	1.6	7	0-10	3.1	13	0-10	10.6	19	0-10	2.3
	10-20	1.6		10-20	3.2		10-20	9.5		10-20	2.2
	20-30	1.6		20-30	3.3		20-30	8.5		20-30	2.2
	30-40	1.7		30-40	3.4		30-40	7.8		30-40	2.1
	40-50	1.7		40-50	3.5		40-50	7.2		40-50	2.1
	50-60	1.7		50-60	3.6		50-60	6.6		50-60	2.1
2	0-10	1.7	8	0-10	3.7	14	0-10	6.2	20	0-10	2.0
	10-20	1.8		10-20	3.9		10-20	5.8		10-20	2.0
	20-30	1.8		20-30	4.0		20-30	5.5		20-30	2.0
	30-40	1.8		30-40	4.2		30-40	5.2		30-40	1.9
	40-50	1.8		40-50	4.4		40-50	4.9		40-50	1.9
	50-60	1.9		50-60	4.6		50-60	4.7		50-60	1.9
3	0-10	1.9	9	0-10	4.8	15	0-10	4.5	21	0-10	1.8
	10-20	1.9		10-20	5.0		10-20	4.3		10-20	1.8
	20-30	1.9		20-30	5.3		20-30	4.1		20-30	1.8
	30-40	2.0		30-40	5.6		30-40	3.9		30-40	1.8
	40-50	2.0		40-50	6.0		40-50	3.8		40-50	1.7
	50-60	2.0		50-60	6.4		50-60	3.7		50-60	1.7
4	0-10	2.1	10	0-10	6.9	16	0-10	3.5	22	0-10	1.7
	10-20	2.1		10-20	7.5		10-20	3.4		10-20	1.7
	20-30	2.2		20-30	8.1		20-30	3.3		20-30	1.7
	30-40	2.2		30-40	9.0		30-40	3.2		30-40	1.6
	40-50	2.2		40-50	10.0		40-50	3.1		40-50	1.6
	50-60	2.3		50-60	11.4		50-60	3.0		50-60	1.6
5	0-10	2.3	11	0-10	13.2	17	0-10	3.0	23	0-10	1.6
	10-20	2.4		10-20	15.8		10-20	2.9		10-20	1.6
	20-30	2.4		20-30	19.7		20-30	2.8		20-30	1.5
	30-40	2.5		30-40	26.6		30-40	2.7		30-40	1.5
	40-50	2.5		40-50	41.7		40-50	2.7		40-50	1.5
	50-60	2.6		50-60	109.5		50-60	2.6		50-60	1.5

$r=b/(t(n+a))$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=7.620$ $b=1.464.3$ $n=0.76$

基準降雨(6)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 163.2 mm									
地区名: 小原		最大時間降雨強度(1時間): 56.0 mm/hr									
生起確率: 5年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 122.8 mm/hr									
時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)
0	0-10	1.9	6	0-10	3.3	12	0-10	68.1	18	0-10	3.2
	10-20	1.9		10-20	3.4		10-20	38.2		10-20	3.1
	20-30	1.9		20-30	3.5		20-30	27.0		20-30	3.1
	30-40	1.9		30-40	3.5		30-40	21.0		30-40	3.0
	40-50	2.0		40-50	3.6		40-50	17.3		40-50	2.9
	50-60	2.0		50-60	3.7		50-60	14.8		50-60	2.9
1	0-10	2.0	7	0-10	3.8	13	0-10	12.9	19	0-10	2.8
	10-20	2.0		10-20	3.9		10-20	11.5		10-20	2.8
	20-30	2.1		20-30	4.1		20-30	10.4		20-30	2.7
	30-40	2.1		30-40	4.2		30-40	9.5		30-40	2.7
	40-50	2.1		40-50	4.3		40-50	8.8		40-50	2.6
	50-60	2.1		50-60	4.5		50-60	8.1		50-60	2.6
2	0-10	2.2	8	0-10	4.6	14	0-10	7.6	20	0-10	2.5
	10-20	2.2		10-20	4.8		10-20	7.1		10-20	2.5
	20-30	2.2		20-30	5.0		20-30	6.7		20-30	2.5
	30-40	2.3		30-40	5.2		30-40	6.4		30-40	2.4
	40-50	2.3		40-50	5.4		40-50	6.1		40-50	2.4
	50-60	2.3		50-60	5.6		50-60	5.8		50-60	2.4
3	0-10	2.4	9	0-10	5.9	15	0-10	5.5	21	0-10	2.3
	10-20	2.4		10-20	6.2		10-20	5.3		10-20	2.3
	20-30	2.4		20-30	6.6		20-30	5.1		20-30	2.3
	30-40	2.5		30-40	6.9		30-40	4.9		30-40	2.2
	40-50	2.5		40-50	7.4		40-50	4.7		40-50	2.2
	50-60	2.6		50-60	7.9		50-60	4.5		50-60	2.2
4	0-10	2.6	10	0-10	8.4	16	0-10	4.4	22	0-10	2.1
	10-20	2.6		10-20	9.1		10-20	4.3		10-20	2.1
	20-30	2.7		20-30	9.9		20-30	4.1		20-30	2.1
	30-40	2.7		30-40	10.9		30-40	4.0		30-40	2.1
	40-50	2.8		40-50	12.2		40-50	3.9		40-50	2.0
	50-60	2.8		50-60	13.8		50-60	3.8		50-60	2.0
5	0-10	2.9	11	0-10	15.9	17	0-10	3.7	23	0-10	2.0
	10-20	3.0		10-20	19.0		10-20	3.6		10-20	2.0
	20-30	3.0		20-30	23.6		20-30	3.5		20-30	1.9
	30-40	3.1		30-40	31.5		30-40	3.4		30-40	1.9
	40-50	3.2		40-50	48.7		40-50	3.3		40-50	1.9
	50-60	3.2		50-60	122.8		50-60	3.3		50-60	1.9

$r=b/(t(n+a))$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=7.750$ $b=1.642.3$ $n=0.75$

基準降雨(7)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 202.2 mm									
地区名: 小原		最大時間降雨強度(1時間): 65.1 mm/hr									
生起確率: 10年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 136.8 mm/hr									
時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)
0	0-10	2.4	6	0-10	4.3	12	0-10	79.5	18	0-10	4.1
	10-20	2.5		10-20	4.4		10-20	46.2		10-20	4.0
	20-30	2.5		20-30	4.5		20-30	33.1		20-30	3.9
	30-40	2.5		30-40	4.6		30-40	26.1		30-40	3.9
	40-50	2.6		40-50	4.7		40-50	21.6		40-50	3.8
	50-60	2.6		50-60	4.8		50-60	18.6		50-60	3.7
1	0-10	2.6	7	0-10	4.9	13	0-10	16.3	19	0-10	3.7
	10-20	2.6		10-20	5.1		10-20	14.6		10-20	3.6
	20-30	2.7		20-30	5.2		20-30	13.2		20-30	3.5
	30-40	2.7		30-40	5.4		30-40	12.1		30-40	3.5
	40-50	2.7		40-50	5.6		40-50	11.1		40-50	3.4
	50-60	2.8		50-60	5.7		50-60	10.4		50-60	3.3
2	0-10	2.8	8	0-10	5.9	14	0-10	9.7	20	0-10	3.3
	10-20	2.9		10-20	6.2		10-20	9.1		10-20	3.2
	20-30	2.9		20-30	6.4		20-30	8.6		20-30	3.2
	30-40	2.9		30-40	6.7		30-40	8.2		30-40	3.1
	40-50	3.0		40-50	6.9		40-50	7.8		40-50	3.1
	50-60	3.0		50-60	7.2		50-60	7.4		50-60	3.0
3	0-10	3.1	9	0-10	7.6	15	0-10	7.1	21	0-10	3.0
	10-20	3.1		10-20	8.0		10-20	6.8		10-20	3.0
	20-30	3.2		20-30	8.4		20-30	6.5		20-30	2.9
	30-40	3.2		30-40	8.9		30-40	6.3		30-40	2.9
	40-50	3.3		40-50	9.4		40-50	6.1		40-50	2.8
	50-60	3.3		50-60	10.0		50-60	5.8		50-60	2.8
4	0-10	3.4	10	0-10	10.7	16	0-10	5.7	22	0-10	2.8
	10-20	3.4		10-20	11.6		10-20	5.5		10-20	2.7
	20-30	3.5		20-30	12.6		20-30	5.3		20-30	2.7
	30-40	3.6		30-40	13.8		30-40	5.2		30-40	2.7
	40-50	3.6		40-50	15.4		40-50	5.0		40-50	2.6
	50-60	3.7		50-60	17.3		50-60	4.9		50-60	2.6
5	0-10	3.8	11	0-10	20.0	17	0-10	4.7	23	0-10	2.6
	10-20	3.8		10-20	23.6		10-20	4.6		10-20	2.5
	20-30	3.9		20-30	29.2		20-30	4.5		20-30	2.5
	30-40	4.0		30-40	38.5		30-40	4.4		30-40	2.5
	40-50	4.1		40-50	58.1		40-50	4.3		40-50	2.5
	50-60	4.2		50-60	136.8		50-60	4.2		50-60	2.4

$r=b/(t(n+a))$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=8.408$ $b=1.902.3$ $n=0.74$

基準降雨(8)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 273.2 mm									
地区名: 小原		最大時間降雨強度(1時間): 79.0 mm/hr									
生起確率: 30年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 153.7 mm/hr									
時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)	時	分	降雨強度(mm/hr)
0	0-10	3.6	6	0-10	6.2	12	0-10	95.7	18	0-10	6.0
	10-20	3.6		10-20	6.3		10-20	58.8		10-20	5.9
	20-30	3.7		20-30	6.5		20-30	43.5		20-30	5.8
	30-40	3.7		30-40	6.6		30-40	34.9		30-40	5.6
	40-50	3.8		40-50	6.8		40-50	29.3		40-50	5.5
	50-60	3.8		50-60	7.0		50-60	25.4		50-60	5.

基準降雨(9)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 139.3 mm												
地区名: 岡崎		最大時間降雨強度(1時間): 39.5 mm/hr												
生起確率: 3年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 82.1 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.0	6	0-10	3.3	12	0-10	47.2	18	0-10	3.2	18	0-10	2.2
	10-20	2.0		10-20	3.3		10-20	28.3		10-20	3.1		10-20	2.3
	20-30	2.0		20-30	3.4		20-30	20.9		20-30	3.1		20-30	2.3
	30-40	2.0		30-40	3.5		30-40	16.8		30-40	3.0		30-40	2.3
	40-50	2.1		40-50	3.6		40-50	14.2		40-50	2.9		40-50	2.3
	50-60	2.1		50-60	3.7		50-60	12.4		50-60	2.9		50-60	2.4
1	0-10	2.1	7	0-10	3.8	13	0-10	11.0	19	0-10	2.8	19	0-10	2.4
	10-20	2.1		10-20	3.8		10-20	9.9		10-20	2.8		10-20	2.4
	20-30	2.1		20-30	4.0		20-30	9.1		20-30	2.8		20-30	2.4
	30-40	2.2		30-40	4.1		30-40	8.4		30-40	2.7		30-40	2.5
	40-50	2.2		40-50	4.2		40-50	7.8		40-50	2.7		40-50	2.5
	50-60	2.2		50-60	4.3		50-60	7.3		50-60	2.6		50-60	2.5
2	0-10	2.3	8	0-10	4.4	14	0-10	6.9	20	0-10	2.6	20	0-10	2.6
	10-20	2.3		10-20	4.6		10-20	6.5		10-20	2.6		10-20	2.6
	20-30	2.3		20-30	4.7		20-30	6.2		20-30	2.5		20-30	2.6
	30-40	2.3		30-40	4.9		30-40	5.9		30-40	2.5		30-40	2.7
	40-50	2.4		40-50	5.1		40-50	5.6		40-50	2.4		40-50	2.7
	50-60	2.4		50-60	5.3		50-60	5.4		50-60	2.4		50-60	2.7
3	0-10	2.4	9	0-10	5.5	15	0-10	5.2	21	0-10	2.4	21	0-10	2.8
	10-20	2.5		10-20	5.8		10-20	5.0		10-20	2.4		10-20	2.8
	20-30	2.5		20-30	6.0		20-30	4.8		20-30	2.3		20-30	2.8
	30-40	2.5		30-40	6.4		30-40	4.7		30-40	2.3		30-40	2.9
	40-50	2.6		40-50	6.7		40-50	4.5		40-50	2.3		40-50	2.9
	50-60	2.6		50-60	7.1		50-60	4.4		50-60	2.2		50-60	3.0
4	0-10	2.6	10	0-10	7.6	16	0-10	4.2	22	0-10	2.2	22	0-10	3.0
	10-20	2.7		10-20	8.1		10-20	4.1		10-20	2.2		10-20	3.1
	20-30	2.7		20-30	8.7		20-30	4.0		20-30	2.2		20-30	3.1
	30-40	2.8		30-40	9.5		30-40	3.9		30-40	2.1		30-40	3.2
	40-50	2.8		40-50	10.4		40-50	3.8		40-50	2.1		40-50	3.2
	50-60	2.9		50-60	11.6		50-60	3.7		50-60	2.1		50-60	3.3
5	0-10	2.9	11	0-10	13.2	17	0-10	3.6	23	0-10	2.1	23	0-10	3.3
	10-20	3.0		10-20	15.4		10-20	3.5		10-20	2.0		10-20	3.4
	20-30	3.0		20-30	18.6		20-30	3.5		20-30	2.0		20-30	3.5
	30-40	3.1		30-40	23.9		30-40	3.4		30-40	2.0		30-40	3.6
	40-50	3.1		40-50	35.0		40-50	3.3		40-50	2.0		40-50	3.5
	50-60	3.2		50-60	82.1		50-60	3.2		50-60	2.0		50-60	3.7

$r=b/(t(n+a))$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=6.220$ $b=912.8$ $n=0.69$

基準降雨(10)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 161.7 mm												
地区名: 岡崎		最大時間降雨強度(1時間): 46.3 mm/hr												
生起確率: 5年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 94.4 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.2	6	0-10	3.8	12	0-10	55.6	18	0-10	3.6	18	0-10	2.3
	10-20	2.3		10-20	3.8		10-20	33.5		10-20	3.6		10-20	2.2
	20-30	2.3		20-30	3.9		20-30	24.7		20-30	3.5		20-30	2.3
	30-40	2.3		30-40	4.0		30-40	19.9		30-40	3.4		30-40	2.3
	40-50	2.3		40-50	4.1		40-50	16.7		40-50	3.4		40-50	2.3
	50-60	2.4		50-60	4.2		50-60	14.5		50-60	3.3		50-60	2.4
1	0-10	2.4	7	0-10	4.3	13	0-10	12.9	19	0-10	3.3	19	0-10	2.4
	10-20	2.4		10-20	4.4		10-20	11.7		10-20	3.2		10-20	2.4
	20-30	2.4		20-30	4.5		20-30	10.6		20-30	3.1		20-30	2.4
	30-40	2.5		30-40	4.7		30-40	9.8		30-40	3.1		30-40	2.5
	40-50	2.5		40-50	4.8		40-50	9.1		40-50	3.0		40-50	2.5
	50-60	2.5		50-60	5.0		50-60	8.5		50-60	3.0		50-60	2.5
2	0-10	2.6	8	0-10	5.1	11	0-10	8.0	17	0-10	3.0	17	0-10	2.6
	10-20	2.6		10-20	5.3		10-20	7.6		10-20	2.9		10-20	2.6
	20-30	2.6		20-30	5.5		20-30	7.2		20-30	2.9		20-30	2.6
	30-40	2.7		30-40	5.7		30-40	6.8		30-40	2.8		30-40	2.7
	40-50	2.7		40-50	5.9		40-50	6.5		40-50	2.8		40-50	2.7
	50-60	2.7		50-60	6.1		50-60	6.3		50-60	2.7		50-60	2.7
3	0-10	2.8	9	0-10	6.4	15	0-10	6.0	21	0-10	2.7	21	0-10	2.8
	10-20	2.8		10-20	6.7		10-20	5.8		10-20	2.7		10-20	2.8
	20-30	2.8		20-30	7.0		20-30	5.6		20-30	2.6		20-30	2.8
	30-40	2.9		30-40	7.4		30-40	5.4		30-40	2.6		30-40	2.8
	40-50	2.9		40-50	7.8		40-50	5.2		40-50	2.6		40-50	2.9
	50-60	3.0		50-60	8.3		50-60	5.0		50-60	2.5		50-60	2.9
4	0-10	3.0	10	0-10	8.8	16	0-10	4.9	22	0-10	2.5	22	0-10	3.0
	10-20	3.1		10-20	9.5		10-20	4.7		10-20	2.5		10-20	3.1
	20-30	3.1		20-30	10.2		20-30	4.6		20-30	2.5		20-30	3.1
	30-40	3.2		30-40	11.1		30-40	4.5		30-40	2.4		30-40	3.1
	40-50	3.2		40-50	12.2		40-50	4.4		40-50	2.4		40-50	3.2
	50-60	3.3		50-60	13.7		50-60	4.3		50-60	2.4		50-60	3.2
5	0-10	3.3	11	0-10	15.6	17	0-10	4.2	23	0-10	2.3	23	0-10	3.3
	10-20	3.4		10-20	18.1		10-20	4.1		10-20	2.3		10-20	3.4
	20-30	3.5		20-30	22.0		20-30	4.0		20-30	2.3		20-30	3.5
	30-40	3.5		30-40	28.4		30-40	3.9		30-40	2.3		30-40	3.5
	40-50	3.6		40-50	41.4		40-50	3.8		40-50	2.2		40-50	3.6
	50-60	3.7		50-60	94.4		50-60	3.7		50-60	2.2		50-60	3.7

$r=b/(t(n+a))$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=7.097$ $b=1,142.6$ $n=0.70$

基準降雨(11)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 187.8 mm												
地区名: 岡崎		最大時間降雨強度(1時間): 54.8 mm/hr												
生起確率: 10年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 107.5 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.5	6	0-10	4.2	12	0-10	66.3	18	0-10	4.1	18	0-10	2.5
	10-20	2.5		10-20	4.3		10-20	40.5		10-20	4.0		10-20	2.5
	20-30	2.5		20-30	4.4		20-30	29.9		20-30	3.9		20-30	2.5
	30-40	2.6		30-40	4.5		30-40	23.9		30-40	3.9		30-40	2.6
	40-50	2.6		40-50	4.7		40-50	20.1		40-50	3.8		40-50	2.6
	50-60	2.6		50-60	4.8		50-60	17.4		50-60	3.7		50-60	2.6
1	0-10	2.7	7	0-10	4.9	13	0-10	15.4	19	0-10	3.7	19	0-10	2.7
	10-20	2.7		10-20	5.0		10-20	13.8		10-20	3.6		10-20	2.7
	20-30	2.7		20-30	5.2		20-30	12.6		20-30	3.5		20-30	2.7
	30-40	2.7		30-40	5.3		30-40	11.6		30-40	3.5		30-40	2.7
	40-50	2.8		40-50	5.5		40-50	10.7		40-50	3.4		40-50	2.8
	50-60	2.8		50-60	5.7		50-60	10.0		50-60	3.4		50-60	2.8
2	0-10	2.8	8	0-10	5.9	14	0-10	9.4	20	0-10	3.3	20	0-10	2.8
	10-20	2.9		10-20	6.1		10-20	8.8		10-20	3.3		10-20	2.9
	20-30	2.9		20-30	6.3		20-30	8.4		20-30	3.2		20-30	2.9
	30-40	3.0		30-40	6.5		30-40	7.9		30-40	3.2		30-40	2.9
	40-50	3.0		40-50	6.8		40-50	7.6		40-50	3.1		40-50	3.0
	50-60	3.0		50-60	7.1		50-60	7.2		50-60	3.1		50-60	3.0
3	0-10	3.1	9	0-10	7.4	15	0-10	6.9	21	0-10	3.0	21	0-10	3.1
	10-20	3.1		10-20	7.8		10-20	6.7		10-20	3.0		10-20	3.1
	20-30	3.2		20-30	8.1		20-30	6.4		20-30	2.9		20-30	3.2
	30-40	3.2		30-40	8.6		30-40	6.2		30-40	2.9		30-40	3.2
	40-50	3.3		40-50	9.1		40-50	6.0		40-50	2.9		40-50	3.3
	50-60	3.3		50-60	9.7		50-6							

基準降雨(13)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 152.7 mm												
地区名:豊橋		最大時間降雨強度(1時間): 42.5 mm/hr												
生起確率:3年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 86.3 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.2	6	0-10	3.6	12	0-10	50.9	18	0-10	3.5	18	0-10	4.0
	10-20	2.2		10-20	3.7		10-20	30.9		10-20	3.4			
	20-30	2.2		20-30	3.8		20-30	22.9		20-30	3.4			
	30-40	2.2		30-40	3.9		30-40	18.5		30-40	3.3			
	40-50	2.3		40-50	3.9		40-50	15.6		40-50	3.3			
	50-60	2.3		50-60	4.0		50-60	13.6		50-60	3.2			
1	0-10	2.3	7	0-10	4.1	13	0-10	12.1	19	0-10	3.1	19	0-10	3.6
	10-20	2.3		10-20	4.3		10-20	11.0		10-20	3.1			
	20-30	2.4		20-30	4.4		20-30	10.0		20-30	3.0			
	30-40	2.4		30-40	4.5		30-40	9.3		30-40	3.0			
	40-50	2.4		40-50	4.6		40-50	8.6		40-50	2.9			
	50-60	2.5		50-60	4.8		50-60	8.1		50-60	2.9			
2	0-10	2.5	8	0-10	4.9	14	0-10	7.6	20	0-10	2.9	20	0-10	3.3
	10-20	2.5		10-20	5.1		10-20	7.2		10-20	2.8			
	20-30	2.5		20-30	5.2		20-30	6.8		20-30	2.8			
	30-40	2.6		30-40	5.4		30-40	6.5		30-40	2.7			
	40-50	2.6		40-50	5.6		40-50	6.2		40-50	2.7			
	50-60	2.6		50-60	5.9		50-60	6.0		50-60	2.7			
3	0-10	2.7	9	0-10	6.1	15	0-10	5.7	21	0-10	2.6	21	0-10	3.0
	10-20	2.7		10-20	6.4		10-20	5.5		10-20	2.6			
	20-30	2.8		20-30	6.7		20-30	5.3		20-30	2.6			
	30-40	2.8		30-40	7.0		30-40	5.1		30-40	2.5			
	40-50	2.8		40-50	7.4		40-50	5.0		40-50	2.5			
	50-60	2.9		50-60	7.8		50-60	4.8		50-60	2.5			
4	0-10	2.9	10	0-10	8.4	16	0-10	4.7	22	0-10	2.4	22	0-10	2.8
	10-20	3.0		10-20	8.9		10-20	4.5		10-20	2.4			
	20-30	3.0		20-30	9.6		20-30	4.4		20-30	2.4			
	30-40	3.1		30-40	10.5		30-40	4.3		30-40	2.4			
	40-50	3.1		40-50	11.5		40-50	4.2		40-50	2.3			
	50-60	3.2		50-60	12.8		50-60	4.1		50-60	2.3			
5	0-10	3.2	11	0-10	14.6	17	0-10	4.0	23	0-10	2.3	23	0-10	2.6
	10-20	3.3		10-20	16.9		10-20	3.9		10-20	2.3			
	20-30	3.3		20-30	20.4		20-30	3.8		20-30	2.2			
	30-40	3.4		30-40	26.2		30-40	3.7		30-40	2.2			
	40-50	3.5		40-50	38.1		40-50	3.7		40-50	2.2			
	50-60	3.5		50-60	86.3		50-60	3.6		50-60	2.2			

$r=b/(t+n+a)$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=6.736$ $b=1,004.0$ $n=0.69$

基準降雨(14)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 177.7 mm												
地区名:豊橋		最大時間降雨強度(1時間): 49.1 mm/hr												
生起確率:5年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 97.1 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.5	6	0-10	4.2	12	0-10	59.4	18	0-10	4.0	18	0-10	4.0
	10-20	2.5		10-20	4.3		10-20	36.6		10-20	4.0			
	20-30	2.5		20-30	4.4		20-30	27.2		20-30	3.9			
	30-40	2.6		30-40	4.5		30-40	22.0		30-40	3.8			
	40-50	2.6		40-50	4.6		40-50	18.6		40-50	3.7			
	50-60	2.6		50-60	4.7		50-60	16.2		50-60	3.7			
1	0-10	2.6	7	0-10	4.8	13	0-10	14.4	19	0-10	3.6	19	0-10	3.6
	10-20	2.7		10-20	4.9		10-20	13.0		10-20	3.6			
	20-30	2.7		20-30	5.1		20-30	11.8		20-30	3.5			
	30-40	2.7		30-40	5.2		30-40	10.9		30-40	3.4			
	40-50	2.8		40-50	5.4		40-50	10.2		40-50	3.4			
	50-60	2.8		50-60	5.5		50-60	9.5		50-60	3.3			
2	0-10	2.8	8	0-10	5.7	14	0-10	8.9	20	0-10	3.3	20	0-10	3.3
	10-20	2.9		10-20	5.9		10-20	8.4		10-20	3.2			
	20-30	2.9		20-30	6.1		20-30	8.0		20-30	3.2			
	30-40	3.0		30-40	6.3		30-40	7.6		30-40	3.1			
	40-50	3.0		40-50	6.6		40-50	7.3		40-50	3.1			
	50-60	3.0		50-60	6.8		50-60	7.0		50-60	3.1			
3	0-10	3.1	9	0-10	7.1	15	0-10	6.7	21	0-10	3.0	21	0-10	3.0
	10-20	3.1		10-20	7.5		10-20	6.4		10-20	3.0			
	20-30	3.2		20-30	7.8		20-30	6.2		20-30	2.9			
	30-40	3.2		30-40	8.2		30-40	6.0		30-40	2.9			
	40-50	3.3		40-50	8.7		40-50	5.8		40-50	2.9			
	50-60	3.3		50-60	9.2		50-60	5.6		50-60	2.8			
4	0-10	3.4	10	0-10	9.8	16	0-10	5.4	22	0-10	2.8	22	0-10	2.8
	10-20	3.4		10-20	10.5		10-20	5.3		10-20	2.8			
	20-30	3.5		20-30	11.4		20-30	5.1		20-30	2.7			
	30-40	3.5		30-40	12.4		30-40	5.0		30-40	2.7			
	40-50	3.6		40-50	13.6		40-50	4.9		40-50	2.7			
	50-60	3.6		50-60	15.2		50-60	4.7		50-60	2.6			
5	0-10	3.7	11	0-10	17.3	17	0-10	4.6	23	0-10	2.6	23	0-10	2.6
	10-20	3.8		10-20	20.1		10-20	4.5		10-20	2.6			
	20-30	3.9		20-30	24.3		20-30	4.4		20-30	2.5			
	30-40	3.9		30-40	31.1		30-40	4.3		30-40	2.5			
	40-50	4.0		40-50	44.9		40-50	4.2		40-50	2.5			
	50-60	4.1		50-60	97.1		50-60	4.1		50-60	2.5			

$r=b/(t+n+a)$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=7.986$ $b=1,262.2$ $n=0.70$

基準降雨(15)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 212.2 mm												
地区名:豊橋		最大時間降雨強度(1時間): 58.3 mm/hr												
生起確率:10年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 110.4 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	2.9	6	0-10	5.0	12	0-10	70.5	18	0-10	4.8	18	0-10	6.2
	10-20	2.9		10-20	5.1		10-20	44.3		10-20	4.7			
	20-30	3.0		20-30	5.2		20-30	33.1		20-30	4.6			
	30-40	3.0		30-40	5.3		30-40	26.8		30-40	4.5			
	40-50	3.0		40-50	5.4		40-50	22.6		40-50	4.4			
	50-60	3.1		50-60	5.6		50-60	19.7		50-60	4.4			
1	0-10	3.1	7	0-10	5.7	13	0-10	17.5	19	0-10	4.3	19	0-10	5.5
	10-20	3.2		10-20	5.9		10-20	15.8		10-20	4.2			
	20-30	3.2		20-30	6.0		20-30	14.4		20-30	4.1			
	30-40	3.2		30-40	6.2		30-40	13.3		30-40	4.1			
	40-50	3.3		40-50	6.4		40-50	12.3		40-50	4.0			
	50-60	3.3		50-60	6.6		50-60	11.5		50-60	3.9			
2	0-10	3.3	8	0-10	6.8	14	0-10	10.8	20	0-10	3.9	20	0-10	5.0
	10-20	3.4		10-20	7.1		10-20	10.2		10-20	3.8			
	20-30	3.4		20-30	7.3		20-30	9.7		20-30	3.8			
	30-40	3.5		30-40	7.6		30-40	9.2		30-40	3.7			
	40-50	3.5		40-50	7.9		40-50	8.8		40-50	3.7			
	50-60	3.6		50-60	8.2		50-60	8.4		50-60	3.6			
3	0-10	3.6	9	0-10	8.6	15	0-10	8.0	21	0-10	3.6	21	0-10	4.5
	10-20	3.7		10-20	9.0		10-20	7.7		10-20	3.5			
	20-30	3.7		20-30	9.4		20-30	7.4		20-30	3.5			
	30-40	3.8		30-40	9.9		30-40	7.2		30-40	3.4			
	40-50	3.8		40-50	10.5		40-50	6.9		40-50	3.4			
	50-60	3.9		50-60	11.1		50-60	6.7		50-60	3.3			
4	0-10	4.0	10	0-10	11.9	16	0-10	6.5	22	0-10	3.3	22	0-10	4.2
	10-20	4.0		10-20	12.8		10-20	6.3		10-20	3.3			
	20-30	4.1		20-30	13.8		20-30	6.1		20-30	3.2			
	30-40	4.2		30-40	15.0		30-40	6.0		30-40	3.2			
	40-50	4.2		40-50	16.6		40-50	5.8		40-50	3.1			
	50-60	4.3		50-60	18.5		50-60	5.6		50-60	3.1			
5	0-10	4.4	11	0-10	21.0	17	0-10	5.5	23	0-10	3.1	23	0-10	3.9
	10-20	4.5		10-20	24.5		10-20	5.4		10-20	3.0			
	20-30	4.6		20-30	29.6		20-30	5.2		20-30	3.0			
	30-40	4.7		30-40	37.8		30-40	5.1		30-40	3.0			
	40-50	4.8		40-50	54.0		40-50	5.0		40-50	2.9			
	50-60	4.9		50-60	110.4		50-60	4.9		50-60	2.9			

$r=b/(t+n+a)$ r :降雨強度(mm/hr) t :降雨継続時間(分) $a=9.644$ $b=1,630.4$ $n=0.71$

基準降雨(16)

降雨波形:中央集中型		24時間総雨量: 271.9 mm												
地区名:豊橋		最大時間降雨強度(1時間): 72.1 mm/hr												
生起確率:30年に1回		最大時間降雨強度(10分間): 129.7 mm/hr												
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	3.7	6	0-10	6.4	12	0-10	87.5	18	0-10	6.2	18	0-10	6.2
	10-20	3.7		10-20	6.5		10-20	56.9		10-20	6.0			
	20-30	3.8		20-30	6.7		20-30	43.1		20-30	5.9			
	30-40	3.8		30-40	6.8		30-40	35.0		30-40	5.8			
	40-50	3.9		40-50	7.0		40-50	29.7		40-50	5.7			
	50-60	3.9		50-60	7.2		50-60	25.8		50-60	5.6			
1	0-10	4.0	7	0-10	7.4	13	0-10	23.0	19	0-10	5.5	19	0-10	5.5
	10-20	4.0		10-20	7.6		10-20	20.7		10-20	5.4			
	20-30	4.1		20-30	7.8		20-30	18.9		20-30	5.3			
	30-40	4.1		30-40	8.0		30-40	17.4		30-40	5.2			
	40-50	4.2		40-50	8.3		40-50	16.1		40-50	5.1			
	50-60	4.2		50-60	8.5		50-60	15.1		50-60	5.0			

基準降雨(17)

降雨波形:中央集中型 地区名: 設楽 生起確率: 3年に1回				24時間総雨量: 236.5 mm 最大時間降雨強度(1時間): 45.5 mm/hr 最大時間降雨強度(10分間): 83.2 mm/hr				
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	4.6	6	0-10	6.9	12	0-10	52.6
	10-20	4.7		10-20	7.0		10-20	35.7
	20-30	4.7		20-30	7.2		20-30	28.4
	30-40	4.7		30-40	7.3		30-40	24.2
	40-50	4.8		40-50	7.4		40-50	21.3
	50-60	4.8		50-60	7.6		50-60	19.2
1	0-10	4.9	7	0-10	7.7	13	0-10	17.6
	10-20	4.9		10-20	7.9		10-20	16.3
	20-30	4.9		20-30	8.0		20-30	15.3
	30-40	5.0		30-40	8.2		30-40	14.4
	40-50	5.0		40-50	8.4		40-50	13.6
	50-60	5.1		50-60	8.6		50-60	12.9
2	0-10	5.1	8	0-10	8.8	14	0-10	12.4
	10-20	5.2		10-20	9.0		10-20	11.8
	20-30	5.2		20-30	9.2		20-30	11.4
	30-40	5.3		30-40	9.5		30-40	11.0
	40-50	5.3		40-50	9.8		40-50	10.6
	50-60	5.4		50-60	10.1		50-60	10.2
3	0-10	5.5	9	0-10	10.4	15	0-10	9.9
	10-20	5.5		10-20	10.8		10-20	9.6
	20-30	5.6		20-30	11.2		20-30	9.4
	30-40	5.6		30-40	11.6		30-40	9.1
	40-50	5.7		40-50	12.1		40-50	8.9
	50-60	5.8		50-60	12.6		50-60	8.7
4	0-10	5.9	10	0-10	13.3	16	0-10	8.5
	10-20	5.9		10-20	14.0		10-20	8.3
	20-30	6.0		20-30	14.8		20-30	8.1
	30-40	6.1		30-40	15.8		30-40	7.9
	40-50	6.2		40-50	16.9		40-50	7.8
	50-60	6.2		50-60	18.4		50-60	7.6
5	0-10	6.3	11	0-10	20.2	17	0-10	7.5
	10-20	6.4		10-20	22.6		10-20	7.4
	20-30	6.5		20-30	26.1		20-30	7.2
	30-40	6.6		30-40	31.5		30-40	7.1
	40-50	6.7		40-50	41.8		40-50	7.0
	50-60	6.8		50-60	83.2		50-60	6.9

$r=b/(t(n+a))$, r :降雨強度(mm/hr) , t :降雨継続時間(分) , $a=1.269$, $b=664.1$, $n=0.57$

基準降雨(18)

降雨波形:中央集中型 地区名: 設楽 生起確率: 5年に1回				24時間総雨量: 271.9 mm 最大時間降雨強度(1時間): 51.0 mm/hr 最大時間降雨強度(10分間): 94.9 mm/hr				
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	5.5	6	0-10	8.1	12	0-10	58.4
	10-20	5.5		10-20	8.2		10-20	39.6
	20-30	5.6		20-30	8.4		20-30	31.7
	30-40	5.6		30-40	8.5		30-40	27.0
	40-50	5.7		40-50	8.7		40-50	23.9
	50-60	5.7		50-60	8.8		50-60	21.6
1	0-10	5.8	7	0-10	9.0	13	0-10	19.9
	10-20	5.8		10-20	9.1		10-20	18.5
	20-30	5.9		20-30	9.3		20-30	17.3
	30-40	5.9		30-40	9.5		30-40	16.3
	40-50	6.0		40-50	9.7		40-50	15.5
	50-60	6.0		50-60	9.9		50-60	14.8
2	0-10	6.1	8	0-10	10.2	14	0-10	14.1
	10-20	6.1		10-20	10.4		10-20	13.6
	20-30	6.2		20-30	10.7		20-30	13.1
	30-40	6.3		30-40	11.0		30-40	12.6
	40-50	6.3		40-50	11.3		40-50	12.2
	50-60	6.4		50-60	11.6		50-60	11.8
3	0-10	6.4	9	0-10	12.0	15	0-10	11.5
	10-20	6.5		10-20	12.4		10-20	11.1
	20-30	6.6		20-30	12.8		20-30	10.8
	30-40	6.7		30-40	13.3		30-40	10.6
	40-50	6.7		40-50	13.8		40-50	10.3
	50-60	6.8		50-60	14.4		50-60	10.1
4	0-10	6.9	10	0-10	15.1	16	0-10	9.8
	10-20	7.0		10-20	15.9		10-20	9.6
	20-30	7.1		20-30	16.8		20-30	9.4
	30-40	7.1		30-40	17.9		30-40	9.2
	40-50	7.2		40-50	19.1		40-50	9.1
	50-60	7.3		50-60	20.7		50-60	8.9
5	0-10	7.4	11	0-10	22.7	17	0-10	8.7
	10-20	7.5		10-20	25.4		10-20	8.6
	20-30	7.6		20-30	29.1		20-30	8.4
	30-40	7.7		30-40	35.0		30-40	8.3
	40-50	7.9		40-50	46.4		40-50	8.2
	50-60	8.0		50-60	94.9		50-60	8.0

$r=b/(t(n+a))$, r :降雨強度(mm/hr) , t :降雨継続時間(分) , $a=3.369$, $b=656.5$, $n=0.55$

基準降雨(19)

降雨波形:中央集中型 地区名: 設楽 生起確率: 10年に1回				24時間総雨量: 310.6 mm 最大時間降雨強度(1時間): 58.0 mm/hr 最大時間降雨強度(10分間): 109.9 mm/hr				
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	6.4	6	0-10	9.3	12	0-10	66.0
	10-20	6.4		10-20	9.5		10-20	44.5
	20-30	6.5		20-30	9.6		20-30	35.7
	30-40	6.5		30-40	9.8		30-40	30.5
	40-50	6.6		40-50	9.9		40-50	27.0
	50-60	6.6		50-60	10.1		50-60	24.5
1	0-10	6.7	7	0-10	10.3	13	0-10	22.5
	10-20	6.7		10-20	10.5		10-20	20.9
	20-30	6.8		20-30	10.7		20-30	19.6
	30-40	6.8		30-40	10.9		30-40	18.5
	40-50	6.9		40-50	11.1		40-50	17.6
	50-60	7.0		50-60	11.4		50-60	16.8
2	0-10	7.0	8	0-10	11.6	14	0-10	16.1
	10-20	7.1		10-20	11.9		10-20	15.4
	20-30	7.2		20-30	12.2		20-30	14.9
	30-40	7.2		30-40	12.5		30-40	14.4
	40-50	7.3		40-50	12.9		40-50	13.9
	50-60	7.4		50-60	13.3		50-60	13.5
3	0-10	7.4	9	0-10	13.7	15	0-10	13.1
	10-20	7.5		10-20	14.1		10-20	12.7
	20-30	7.6		20-30	14.6		20-30	12.4
	30-40	7.7		30-40	15.1		30-40	12.1
	40-50	7.8		40-50	15.7		40-50	11.8
	50-60	7.9		50-60	16.4		50-60	11.5
4	0-10	7.9	10	0-10	17.2	16	0-10	11.3
	10-20	8.0		10-20	18.0		10-20	11.0
	20-30	8.1		20-30	19.1		20-30	10.8
	30-40	8.2		30-40	20.2		30-40	10.6
	40-50	8.3		40-50	21.7		40-50	10.4
	50-60	8.4		50-60	23.4		50-60	10.2
5	0-10	8.5	11	0-10	25.6	17	0-10	10.0
	10-20	8.7		10-20	28.6		10-20	9.8
	20-30	8.8		20-30	32.8		20-30	9.7
	30-40	8.9		30-40	39.4		30-40	9.5
	40-50	9.0		40-50	52.3		40-50	9.4
	50-60	9.2		50-60	109.9		50-60	9.2

$r=b/(t(n+a))$, r :降雨強度(mm/hr) , t :降雨継続時間(分) , $a=2.845$, $b=693.8$, $n=0.54$

基準降雨(20)

降雨波形:中央集中型 地区名: 設楽 生起確率: 30年に1回				24時間総雨量: 361.5 mm 最大時間降雨強度(1時間): 68.2 mm/hr 最大時間降雨強度(10分間): 134.6 mm/hr				
時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)	時	分	降雨強度 (mm/hr)
0	0-10	7.5	6	0-10	10.8	12	0-10	77.0
	10-20	7.5		10-20	11.0		10-20	51.3
	20-30	7.6		20-30	11.2		20-30	40.9
	30-40	7.6		30-40	11.4		30-40	35.0
	40-50	7.7		40-50	11.6		40-50	31.0
	50-60	7.8		50-60	11.8		50-60	28.1
1	0-10	7.8	7	0-10	12.0	13	0-10	25.9
	10-20	7.9		10-20	12.2		10-20	24.1
	20-30	8.0		20-30	12.4		20-30	22.6
	30-40	8.0		30-40	12.7		30-40	21.3
	40-50	8.1		40-50	12.9		40-50	20.3
	50-60	8.2		50-60	13.2		50-60	19.4
2	0-10	8.2	8	0-10	13.5	14	0-10	18.5
	10-20	8.3		10-20	13.8		10-20	17.8
	20-30	8.4		20-30	14.2		20-30	17.2
	30-40	8.5		30-40	14.5		30-40	16.6
	40-50	8.5		40-50	14.9		40-50	16.1
	50-60	8.6		50-60	15.4		50-60	15.6
3	0-10	8.7	9	0-10	15.8	15	0-10	15.1
	10-20	8.8		10-20	16.3		10-20	14.7
	20-30	8.9		20-30	16.9		20-30	14.3
	30-40	9.0		30-40	17.5		30-40	14.0
	40-50	9.1		40-50	18.2		40-50	13.7
	50-60	9.2		50-60	18.9		50-60	13.4
4	0-10	9.3	10	0-10	19.8	16	0-10	13.1
	10-20	9.4		10-20	20.8		10-20	12.8
	20-30	9.5		20-30	21.9		20-30	12.5
	30-40	9.6		30-40	23.3		30-40	12.3
	40-50	9.7		40-50	24.9		40-50	12.1
	50-60	9.8		50-60	26.9		50-60	11.9
5	0-10	10.0	11	0-10	29.4	17	0-10	11.7
	10-20	10.1		10-20	32.8		10-20	11.5
	20-30	10.2		20-30	37.6		20-30	11.3
	30-40	10.4		30-40	45.3		30-40	11.1
	40-50	10.5		40-50	60.4		40-50	10.9
	50-60	10.7		50-60	134.6		50-60	10.8

$r=b/(t(n+a))$, r :降雨強度(mm/hr) , t :降雨継続時間(分) , $a=2.130$, $b=743.0$, $n=0.53$

参考資料3 流出係数

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

第1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第10条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数（以下「流出係数」という。）は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験（以下「現場試験」という。）により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地（法第9条第1号関係）

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路（法面を有しないものに限る。）	0.90
道路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値

別表2 舗装された土地（法第9条第2号関係）

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く。）	0.95
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（法第9条第3号関係）

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

参考資料 4 土地利用区分

(雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(新川・境川[逢妻川]・猿渡川流域編)より抜粋)

土地利用形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物(工作物を含む。以下同じ。)の用に供するための土地をいう。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 宅地の範囲は基本的に建築確認申請書の敷地面積の範囲とする。(登記簿「地目」はあくまでも参考扱い) ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路(高架の道路及び軌道法(大正10年法律第76号)に規定する軌道を含む。)をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む。)をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面 (不浸透性の材料に覆われた法面1.0、植生に覆われた法面0.4とする。)及び法面以外の土地(0.9とする。)の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいう。 (ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等)
⑪不浸透性の材料に覆われた土地(法面以外)	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料*により覆われた土地(法面を除く。) ※一面を覆い、蓋がされるものが対象
⑫不浸透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。(排水平面図等確認のこと)

土地利用形態	流出係数	定義
⑭排水施設が設置された運動場その他これに類する施設	0.8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 (野球場、陸上競技場、サッカー場等)
⑮締め固められた土地	0.5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場など、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(⑬及び⑭に掲げるものを除く。)をいう。 その他、「公園の多目的広場」や「既設の庭の芝生など」、車両が駐車できるような状態であれば締め固められた土地とする。 穴あきの植生ブロックや樹脂パレットの敷設も含まれる。
⑯山地	0.3	平均勾配が10%以上の土地(①から⑮、⑰、⑱-1及び⑱-2に掲げるものを除く。)をいう。
⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が10%以上の土地 ※範囲を特定すること。(連続する工作物等)
⑱-1 林地・原野	0.2	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地(①から⑮、⑰及び⑱-2に掲げるものを除く。)をいう。
⑱-2 耕地	0.2	耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。))を含む。)をいう。田・畑など示す。 また、花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。 なお、公園や庭の「芝生(広場)」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となって、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。(連続する工作物等必要)

<留意事項>

1. 宅地は、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。
宅地の区域については、現況(過去)と計画において判断が異なり、詳細は、2-6-2、2-6-3を参照。
2. 池沼、水路及びため池については、堤防等一体として考えられる範囲を一括して設定する。
3. 道路(高架道路を含む。)は、行為区域内の路肩から路肩までの範囲(歩道又は植栽帯がある場合はこれらを含む。)について道路(法面を有しないもの。)の流出係数を適用する。舗装・未舗装にかかわらない。
4. 鉄道は、駅舎、付属施設及び路線の敷地すべてが含まれる。
5. 飛行場は、滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設、芝等の敷地の範囲が含まれる。
6. ゴルフ場及び運動場は、排水施設(暗渠等)の集水区域を対象として設定すること。
7. 未舗装駐車場とは、不浸透性の材料に覆われた物以外の状態のことをいう。(例：碎石舗装は未舗装)

開発に伴う調整池設置基準

調整池設置基準		土地区画整理事業における調整池設置指導基準			
該当開発区域		土地区画整理施行地区			
		一般流域 ^{※1}		新川および境川・猿渡川特定都市河川流域	
		市街化区域内	新市街化区域内 ^{※2}	市街化区域内	新市街化区域内 ^{※2}
該当開発行為の開発面積		全ての区域		A ≥ 0.10ha (特定都市河川浸水被害対策法による) A < 0.10ha (愛知県条例第84号による)	全ての区域
該当調整池の能力基準	<p>下流法河川の現況流下能力が、5年確率降雨未満の場合は、1/5 降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整できる容量。 (下流法河川が1/5 降雨に対応する能力を確保するまでの暫定設置)</p>	<p>1/30降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整でき、かつ1/3 降雨に対する開発後流出量を調整池下流の現状における流下能力相当まで調整できる容量。</p>	<p>A ≥ 0.10haの開発については、1/10降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整できる容量。 A < 0.10haの開発については、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例に基づく技術的基準による容量。</p>	<p>市街化区域内の条件を満たす容量、かつ1/30降雨に対する開発後の流出量を、開発前の流出量まで調整でき1/3 降雨に対する開発後の流出量を、調整池下流の現状における流下能力相当まで調整できる容量。 (1/10降雨に対する開発後の流出量が、開発前の流出量まで調整されているかについても確認)</p>	
該当法令等	土地区画整理事業における調整池設置指導基準		土地区画整理事業における調整池設置指導基準 特定都市河川浸水被害対策法		
担当部署	河川課・都市整備課				
備考	<p>区画整理事業の計画協議、事前協議にて、必要調整能力を決定している。</p> <p>※1 一般流域とは、新川および境川・猿渡川特定都市河川流域を除く流域をいう。 ※2 市街化調整区域内において地区計画を定めて土地区画整理事業を行う地区も含む。</p> <p>洪水流量の計算： 合理式 容量計算： 厳密計算法 洪水到達時間： 10分 降雨強度式： 「愛知県の確率降雨」を用いた基準降雨 流出係数： 平成16年国土交通省告示第521号 許容放流量： 現況流出量</p>				

10-2 土地区画整理事業における区画道路の舗装構成について

(平成24年3月16日付け23都整第342号 各建設事務所長宛て 建設部長通知)

このことについては、平成8年8月1日付け8都整第139号で通知し、運用されてきたところですが、「舗装設計施工指針（日本道路協会）」「道路構造の手引き（愛知県）」等の改定を受け、下記のように改正しますので適正な取扱いをしてください。

この通知の適用は、平成24年4月1日からとし、平成8年8月1日付け8都整第139号、平成11年11月26日付け11都整第181号については、同日をもって廃止します。

なお、貴管内市町村、土地区画整理組合等に対しても、この旨周知してください。

記

1 区画道路の舗装構成の決定

「舗装設計施工指針（日本道路協会）」、「舗装設計便覧（日本道路協会）」、「道路構造の手引き（愛知県）」等を参考に、将来の土地利用、現場条件、経済性等を勘案の上、将来道路管理者と協議し、決定するものとする。

また、交通量区分のK交通は廃止する。

2 例外措置

既にK交通適用地区で、次の場合等については継続適用を妨げない。

- (1) 将来道路管理者と協議の結果、継続適用することが適当であると判断された場合
- (2) 既に下層路盤等が施行済であり、手戻りが生じる場合

10-3 自然環境への配慮

事業実施にあたっては、「自然環境の保全と再生のガイドライン」(令和4年4月改訂)及び「生態系ネットワークチェックリスト (A. 開発事業用)」を活用して、自然環境に配慮すること。

なお、ガイドライン及びチェックリストは、以下のURLからダウンロード可能。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/0000068787.html>

(1) 構想・計画段階では、次の点に配慮する。

- a) 資料やヒアリングなどから、事業予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況、基盤となる土地条件を把握する。
- b) 現地調査を実施し、事業予定地及び周辺の植生や動植物の生息生育状況を把握する。
- c) 目標種や目標環境を設定する。
- d) 自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどを事業内容に反映する。
- e) 回避・最小化・代償の順に自然の保全対策を検討する。
- f) 植栽に在来種を活用することを検討する。

- a) 資料(事業地周辺でこれまでに実施された自然環境調査、生物多様性地域戦略などの関連行政計画)による下調べ、地域の市民団体や学識者へのヒアリングなどから、事業予定地及び周辺の植生、動植物の生息生育状況を把握する。

事業を行う場合には、あわせて、基盤となる土地条件(地形、地質、土壌、水系、土地利用など)、関連法指定、過去の土地利用などを把握する。

- b) 事業実施の目途が立った段階で、現地調査を実施し、植生及び動植物の生息生育状況を把握する。

特に、国や県のレッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種の生息生育状況を把握しておくことが重要である。

- c) 生物の生息生育空間の創出や保全活動においては、目標種を設定し、目標種の生息生育に適した環境を目標環境とすることが望ましい。目標種が生息生育している場合には目標が達成されたことになり、取組の成果もわかりやすくなる。

■目標種の候補となる生きものの例

○生態系ネットワークの指標種

生態系ネットワークを検討する際に役立つ種である。

○希少種

レッドデータブックに記載されている種である。生息場所の減少や生息環境の悪化が進んでいることから、生息生育場所の保全・再生・創出を図ることには意義がある。ただし、他地域からの導入を行わないことや、増やすことのみを目指す養殖場所にならないよう注意する必要がある。

○高次消費者

生態系の食う、食われるという関係の上位に位置する種である。本種の生息生育環境を守ることでその生息生育を支える豊かな自然が守られる種である。

○象徴種

地域の歴史・文化とかかわりの深い（たとえば知多半島のキツネ（ごん狐））や、姿や鳴き声が美しい、面白い形をしている、馴染み深いなど多くの人が興味を持つ種で、多くの人に共感が得られる種である。

- d) 自然の把握や、生態系ネットワーク上の位置づけなどから、その場所にふさわしい自然環境を検討して、事業計画に反映する。検討の視点を以下に示す。

○再生・創出しようとしている自然は、生態系ネットワークの形成から考えてふさわしい自然であるか。

生態系ネットワークの形成に役立つように、保全、再生、創出する自然環境を検討する。周辺に水辺がなく森がある場所で、敷地内に池や湿地でなく、森をつくれば森を利用する鳥の移動や生息生育に役立つ。

○再生・創出しようとしている自然は、その場所の景観にふさわしいものであるか。

景観は、地域の地形、地質などを基盤としながら、地域の生産・生活様式を反映してかたちづくられてきたもので、地域に暮らす人々の地元への愛着の源になっている。再生・創出する自然は、こうした地域の文化と調和されたものとなるように配慮する。その場合には、特に基盤となる土壌の保全や、地形にあった自然の創出などが重要である。景観に配慮することで、再生・創出する自然を、人にとっても生きものにとってもより良いものにすることができる。

- e) 自然環境への影響を低減させるため、回避・最小化・代償の順に自然の保全対策を検討する。

特に、事業計画地内に希少種が集中して生息生育している場合や、生態系ネットワークの拠点や回廊などがあり、事業によって生態系ネットワークの分断が予測される場合には、回避・最小化について十分に検討する。検討にあたっては、可能な限り複数案を比較する。

- f) 地域の自然を見本として、植栽には地域の在来種を活用することで、生物の生息生育空間としての質の向上を図る。

同じ種類の樹木であっても、地域ごとに形や性質が異なる可能性があることから、植物を植栽する際は、その地域に自生している個体から採取した種子や増殖した苗木を用いたり、造成前の自然地の表土を活用するなど、遺伝子レベルの生物多様性を守るための配慮をすることが望まれる。

使用する種子や苗木は、植栽場所から極力近い場所に生育していた個体から採取したものが良く、少なくとも植栽場所の位置する河川流域であることが望まれる。

(2) 設計・施工段階では、次の点に配慮する。

- a) 生物の生息生育に配慮した構造物や植栽方法を検討する。
- b) 地域住民や企業の参加による植樹などを実施する。
- c) 施工時の濁水の流出防止や、工事用道路による影響の最小化など、施工時の影響軽減などの対策を検討、実施する。
- d) 継続的な管理を行うための管理計画を策定する。

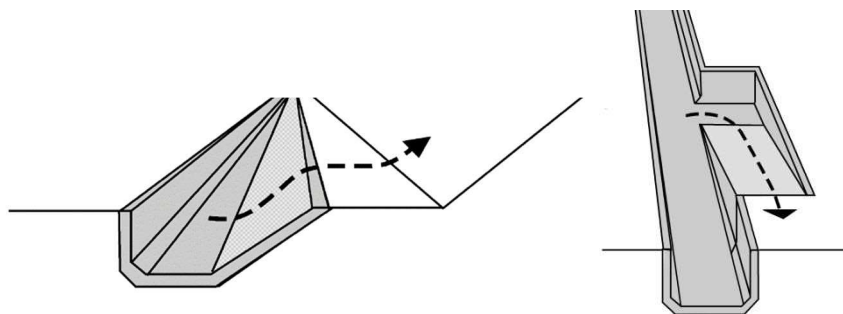
a) 生物の生息生育空間をできるだけ確保する方法や、移動をできるだけ妨げない構造物について検討する。

植栽についても、生物の生息生育に配慮して、自然に見られる林に近い樹種構成や構造になるようにする。

造成を行う場合に、表土を一時的に仮置きして、その形質や微生物などの生息生育条件を保全する等の配慮を加え、造成後に戻すなど、表土の保全を図るようにする。

生物にとっては、水域と林、林と草地、草地と水域などの異なる環境が接し、移り変わっていく場所（エコトーン）が重要であるため、構造物を土で覆うなどの方法により、そうした場所を消失しないようにする。

■ 生物の生息生育に配慮した構造物や植栽の例



落ちた小動物が這い出せる側溝



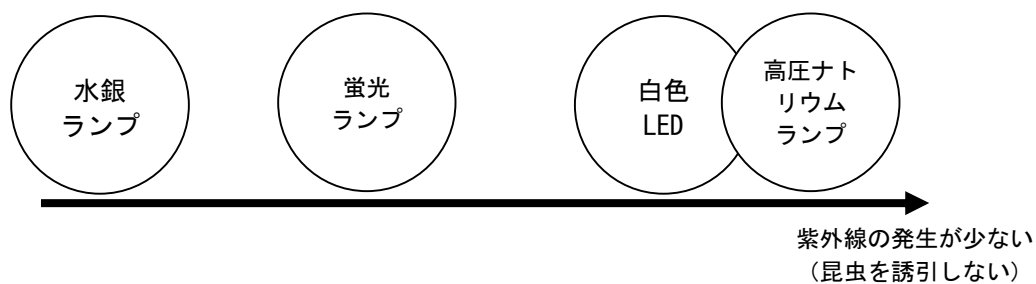
アンダーパス



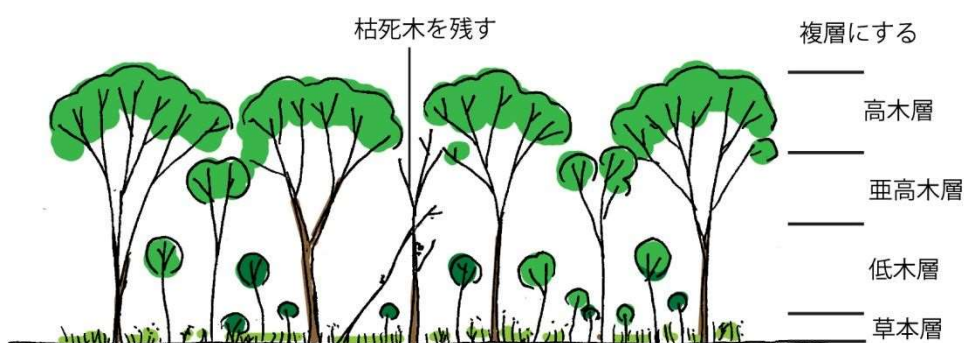
オーバーブリッジ

生物の移動に配慮した構造物

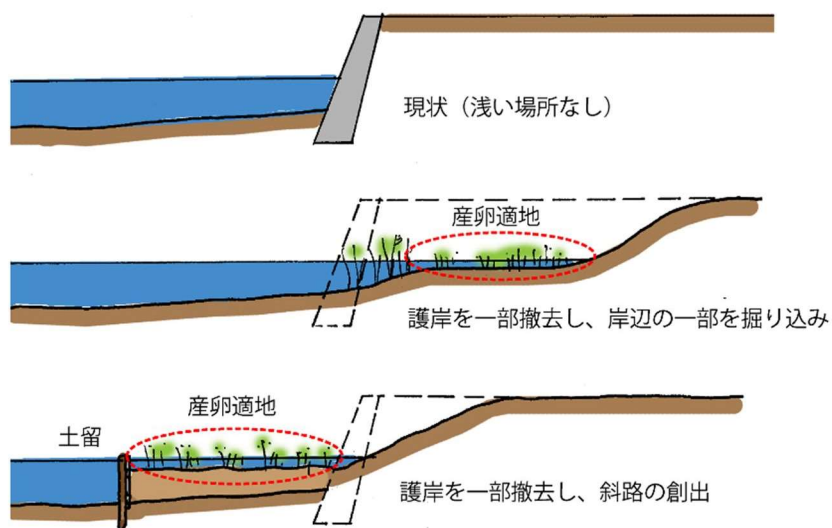
■生物の生息生育に配慮した構造物や植栽の例



昆虫が誘引される紫外線の発生が少ない照明を選定し、生物への影響を抑制する



地域に見られる二次林をモデルにした、在来種による多層構造を持った樹林地



浅い水辺で産卵し、草地や森で成熟するアカガエルのためにエコトーンを再生する方法

- b) 植樹などの際に、地域住民や企業従業員に参加してもらうことによって、生物の生息生育空間の保全や創出、生態系ネットワークなどへの意識や、自然への愛着を高める。
- c) 施工時の生きものへの悪影響が極力少なくなるような対策を行う。
- d) 目標環境を実現・維持するため、施工終了後に必要とされる管理内容と管理スケジュール、管理主体が記載された管理計画を策定する。
管理計画には、施工終了から2・3年後に再度チェックリストを提出することを記載することが望まれる。

10-4 市町村認可の土地区画整理事業について

(1) 概要

行政改革の一環として行政手続きの簡素化が急務となっており、土地区画整理事業についても、認可事務等の簡素化、合理化を推進することとした。ここでは、区画整理の技術的側面の簡素化について述べることとする。

中核市、施行時特例市及び愛知県事務処理特例条例により事務の移譲を受けた市町村(以下、「事務移譲団体」という。)で行う個人・組合施行の土地区画整理事業(事務移譲団体にあつては、事業規模が5ha未満のもの)については、県都市整備課との設立認可事前協議を省略することとしている。

ただし、国庫補助^{*1} 予定地区、県管理となる施設を含む地区、市街化編入を伴う地区等については、県と計画協議を行うこととする。

これらの事務手続きについては、平成14年2月5日付け13都整第118号で中核市長及び特例市長宛てに通知しているが、事務移譲団体においても、事業規模が5ha未満の土地区画整理事業が実施される場合には、これを準用することとする。

具体的な事務の流れについては、表-1を参照すること。

(補足)

市町村が認可しようとする個人・組合事業が、道路、河川等、地区内外の県管理施設に影響を及ぼす恐れがある場合や、将来用途地域の変更を必要とする場合など、認可後に県との調整が生じる可能性がある場合には、事業の円滑化を図るため、あらかじめ県と協議を行っておくべきである。こうした観点から、認可権者の市町村の責務として、認可前の適切な時期に県建設事務所維持管理課等と事前協議を行い、調整を終えたうえで認可すべきと考える。

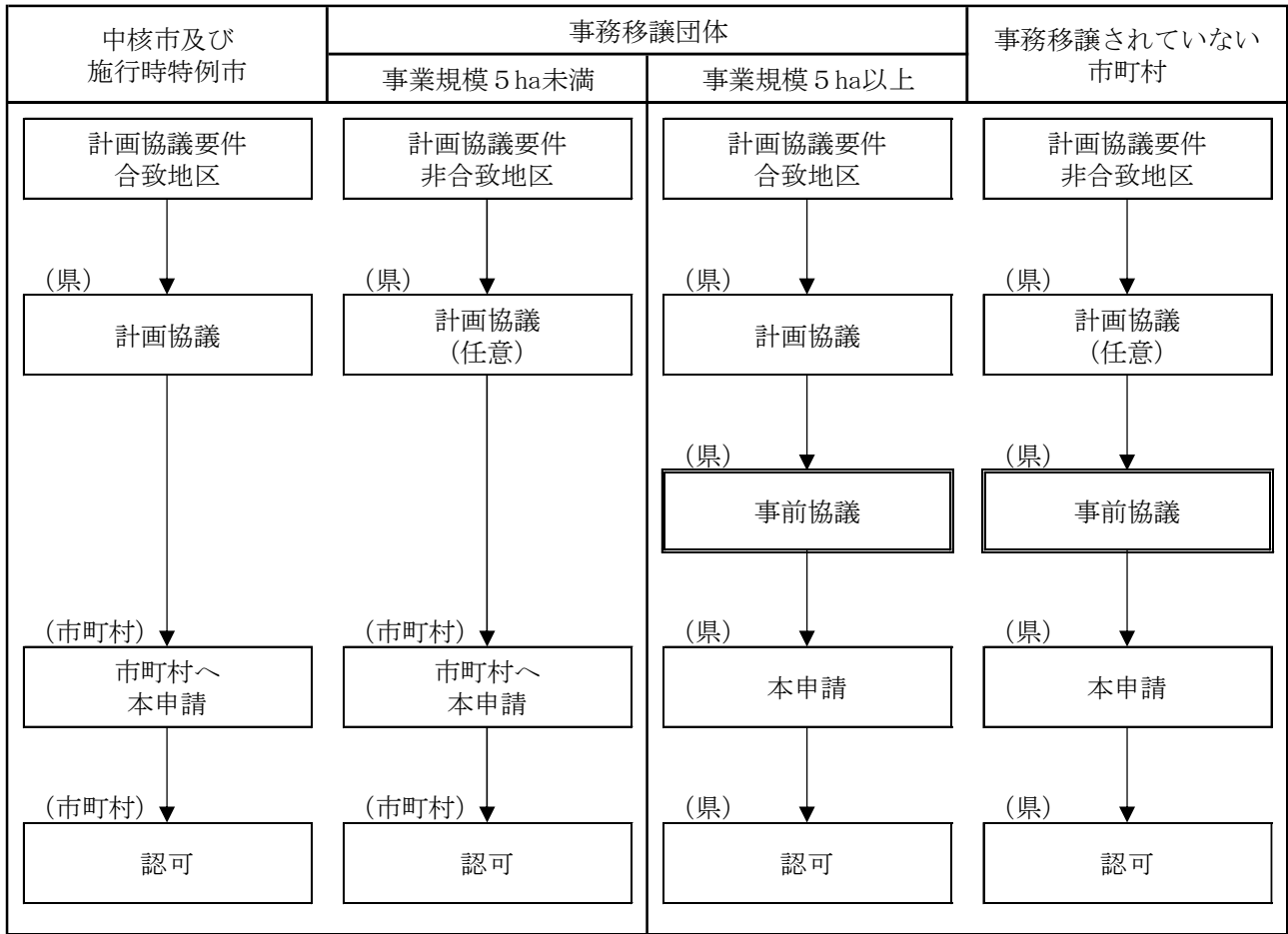
なお、認可事務が市町村に移譲されていることから、県都市整備課は、この事前協議に関して土地区画整理事業所管課としての関与が原則できない。そのため、認可権者の市町村が、もしくは設立認可申請者が市町村を通じて、県建設事務所維持管理課等と直接協議することとする。ただし、その手続き方法等について疑義が生じた場合には、必要に応じ県都市整備課又は建設事務所土地区画整理事業所管課に相談すること。

※1：社会資本整備総合交付金(道路事業)

○中核市、施行時特例市及び事務移譲団体(令和5年4月1日現在)

※豊橋市、※岡崎市、※一宮市、瀬戸市、半田市、*春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、
※豊田市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、田原市、
北名古屋市、幸田町 計21団体(建制順) ※は中核市、*は施行時特例市

表－1 組合等土地区画整理事業に係る認可事務等の市町村への移譲に伴う事務の流れ



(2) 通知文について

※本通知文中の「特例市」は「施行時特例市」と読み替えること

中核市及び特例市における組合等土地区画整理事業について

(平成14年2月5日付け13都整第118号 中核市長・特例市長宛て建設部長通知)

中核市及び特例市における個人または組合施行の土地区画整理事業については、土地区画整理法に基づく事務のすべて(但し、賦課金の滞納処分等の認可事務は除く。)は土地区画整理法第136条の3の規定に基づき市長が行うものとされておりますが、県内の土地区画整理事業の現状を把握する必要があるため、中核市及び特例市の市長が認可する土地区画整理事業については、今後別添のとおり取り扱うこととします。

中核市及び特例市における組合等土地区画整理事業について

中核市及び特例市において、市長が認可する個人または組合施行の土地区画整理事業(以下、「土地区画整理事業」という。)における計画協議等については、今後、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 計画協議について

1) 施行面積に関わらず、道路特別会計予算による国庫補助※を予定していない地区、将来県管理となる公共施設(道路、河川、公園等)を含まない地区、※社会資本整備総合交付金(道路事業)市街化編入、都市計画道路(県決定)又は施行区域の都市計画決定を行わない地区については、計画協議は不要とします。下打ち合わせも要しません。※ただし、「施行予定地区報告書」の提出を要する。(第3章土地区画整理事業計画協議の項を参照)

2) 上記1に該当しない地区については、従来どおり計画協議を行うこととします。

2 都市計画決定手続について

計画協議が整った段階で、都市計画決定手続に着手するものとします。

3 事業計画について

1) 事業計画を決定する前に、県関係各課等と以下のとおり協議を行うこととします。

ア 区画整理補助金については、愛知県建設部※都市整備課と協議を行うこと。

イ 県管理施設の取扱いについては、管轄する県建設事務所と協議を行うこと。

ウ 地区の3パーセント以上の公園を確保しない場合、あるいは将来公園を都市計画決定する場合は、愛知県建設部※公園緑地課と協議を行うこと。

エ 排水計画については、市が独自に開発指導基準を設け、市の全責任で指導することが好ましいが、市の体制が整備されるまでを考慮して、次のとおり取り扱うこと。

ア) 市の体制が整うまでの取扱い

調整池の設置等、排水計画を策定するにあたり、下流河川の改修計画、改修状況等の情報が必要となるので、法河川流域の土地区画整理事業においては、管轄する県建設事務所と協議を行うこと。

イ) 市の体制が整備された時の取扱い

以下に該当する土地区画整理事業は、市の体制が整備されたものとし、上記ア) の調整は要しないものとします。ただし、河川改修状況や改修計画について河川管理者（県建設事務所）からの聞き取りは必要とします。

a 河川法第 16 条の 3 により行う都市基盤河川改修事業の実施区間に排水する土地区画整理事業で、都市基盤河川改修事業を実施する市と土地区画整理事業を指導監督する市が同じ市における土地区画整理事業。

b 治水対策を内容とする開発指導基準等を市独自で作成し、この基準等で市が治水対策の指導を行う土地区画整理事業。ただし、治水対策を内容とする開発指導基準は、治水安全度 1/5 以上の治水安全度を有するもので、河川管理者との調整が整ったものとします。

~~2) 土地区画整理法第 136 条に基づく県農業会議の意見聴取については、市長が諮問することとなりますが、農業会議での説明は愛知県建設部都市整備課が行うものとします。※2~~

3) 施行者が事業計画（案）を作成したら、速やかに（同意書の取りまとめを行う場合は、それ以前に）様式第 1 により管轄する県建設事務所を経由して関係図書を提出するものとします。（添付図書については、都市整備課より河川課に報告するので 2 部提出すること）

4) 市長又は施行者が認可（処分）等を行った場合には、速やかに様式第 2 により管轄する県建設事務所を経由して報告するものとします。

※2 土地区画整理法第 136 条の改正（平成 27 年 9 月 4 日）に伴い、認可権者による意見聴取先が都道府県農業会議から農業委員会に変更されたため、意見聴取は認可権者である市長が農業委員会に行うこととなった。

様式第1

第 号
年 月 日

愛知県都市・交通局長 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇土地区画整理事業にかかる図書について(送付)

〇〇土地区画整理事業の施行予定者が事業計画(案)を作成しましたので、下記の図書を提出します。

記

1. 総括表
2. 位置図
3. 区画整理設計図
4. 排水計画図(計算書含む)

中核市・施行時特例市・5ha未満の土地区画整理事業総括表

都 市 名	施 行 者 名	施 行 面 積	施 行 期 間 (予 定)			
		㎡	平 成 年 度 ～ 平 成 年 度			
市街化区域編入	施 行 地 区 概 要					
年 月 日	整 理 前		事 業 計 画			
都市計画決定	地 区 人 口	人	減 公 共	%	㎡	
年 月 日	所 有 権 者 数	人	歩 保 留 地	%	㎡	
ha	借 地 権 者 数	人	率 合 算	%	㎡	
促進区域計画決定	筆 数	筆	公 共 用 地 率	前 % 後 %		
年 月 日	建 物 戸 数	戸	保 留 地 割 合	% 〃		
ha	要 移 転 建 物 戸 数	戸	R / R _{max}	地 区 内 計 画 人 口	人	
設立認可予定日			事 業 単 価 (円 / ㎡)	円		
年 月 日						
財 源 内 訳	総 事 業 費	基 本 事 業 費	保 留 地 処 分 金	公 管 金	市 単 独 費	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
備 考			単 価 (円 / ㎡)			内 訳
			円			
公 園 ・ 緑 地	面 積	割 合	そ の 他 特 記 事 項			
公 園	㎡	%				
緑 地	㎡	%				

愛知県都市・交通局長 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇土地区画整理事業の認可（処分）等について（報告）

このことについて、下記のとおり認可（処分）等を行いました。

記

1. 施行者名
2. 認可（処分）等の内容
3. 認可（処分）等の年月日
4. 添付書類
 - ・公告の写し
 - ・変更理由書（軽微な変更な場合は、軽変と記載）
 - ・総会（総代会）議事録
 - ・関係図書
 - ・処分の写し（例を一部）
 - ・その他（参考となる図書等）

（注）

- ・「別紙」（1）～（20）の認可（処分）等を行った場合に報告すること。
- ・認可等の内容は（1）～（20）のうちで「 」で囲んである文面を記入すること。
- ・公告の写しは（1）～（9）、（18）～（20）の場合に添付すること。
- ・変更理由書は変更の場合のみ添付する。
- ・関係図書は（2）及び（8）の場合に、位置図、区画整理設計図、排水計画図を添付する。この場合に施行面積、減歩率、公共用地率、施行年度、事業費、財源内訳が変更となるときはその内容がわかるようにすること（様式は適宜）。
- ・（9）の場合には、残余財産処分方法（案）を添付すること。
- ・（10）の場合には、残余財産処分の明細を添付すること。
- ・その他には（6）の場合には同意率（様式は適宜）

「別紙」

報告すべき認可（処分）等一覧表

- (1) 法第4条第1項の「施行の認可」
- (2) 法第10条第1項の「事業計画の変更の認可」
- (3) 法第11条第4項の「施行者の変動による規約の認可」
- (4) 法第11条の7項の「施行者の変動による届け出の受理」
- (5) 法第13条第1項の「土地区画整理事業の廃止及び終了の認可」
- (6) 法第14条第1項の「設立の認可」
- (7) 法第14条第2項の「設立の認可」及び同条第3項の「事業計画の認可」
- (8) 法第39条第1項の「定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可」
- (9) 法第45条第2項の「解散の認可」
- (10) 法第49条の「決算報告の承認」
- (11) 法第86条第1項の「換地計画の認可」
- (12) 法第97条第1項の「換地計画の変更認可」
- (13) 施行者が法第98条第1項の「仮換地の指定又は権利の指定」
- (14) 施行者が法第99条第2項の「使用収益の開始」
- (15) 施行者が法第100条第1項の「使用収益の停止」
- (16) 施行者が法第102条第1項の「仮清算」
- (17) 施行者が法第103条第1項の「換地処分」
- (18) 法第103条第3項の「換地処分の届け出の受理」
- (19) 法第124条第2項の「施行の認可の取消」
- (20) 法第125条第4項の「設立の認可の取消」

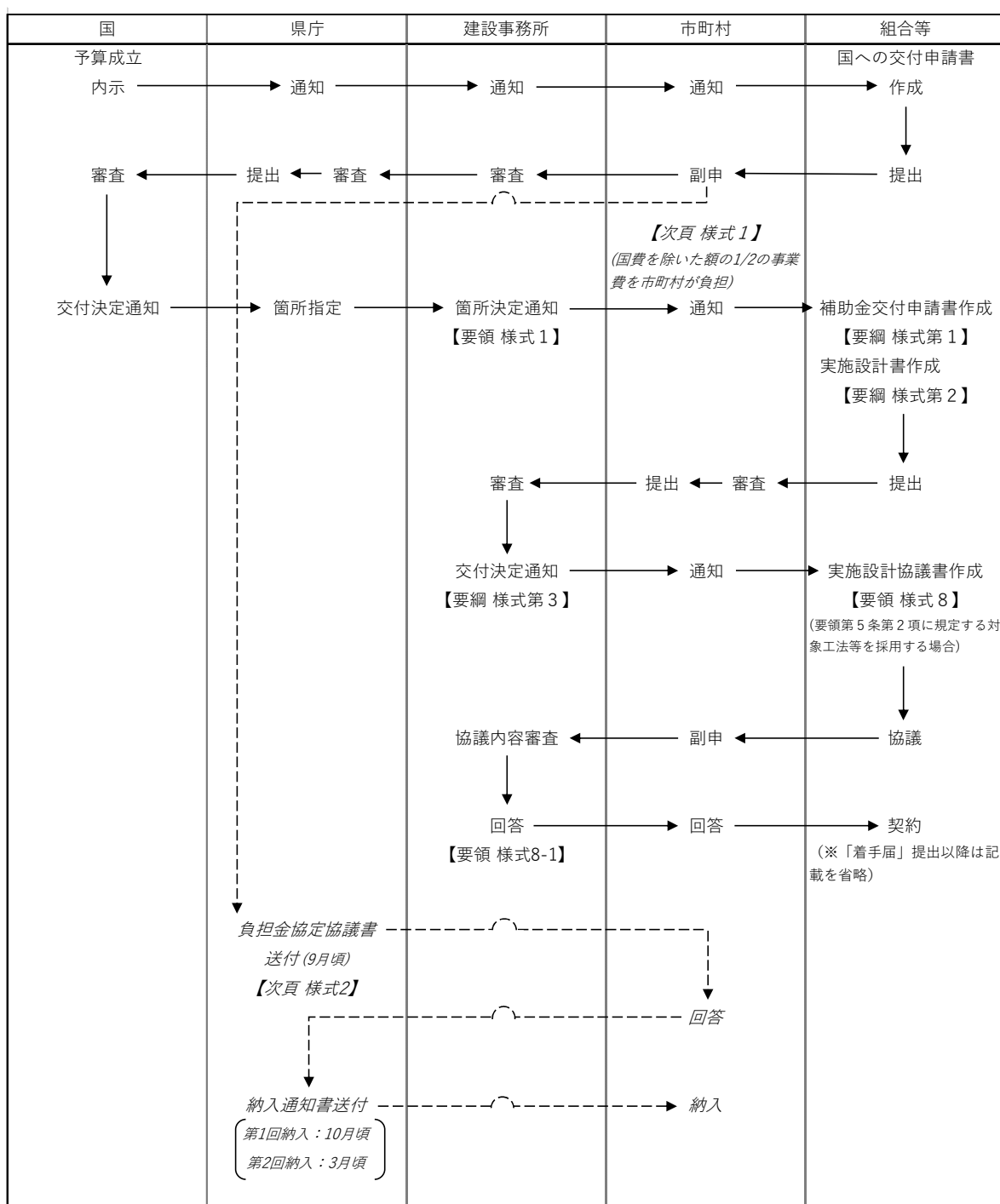
10-5 国庫補助事業等の国への交付申請について

国への交付申請書の作成は、社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」、個別補助事業については、「都市局所管国庫補助金交付申請等要領」による。詳細については、「都市局所管補助事業実務必携」を参照すること。

10-6 組合等土地区画整理事業補助金の県への交付申請について

県への交付申請は、組合等区画整理事業補助金交付要綱及び取扱要領による。手続きの流れを表10-1に示す。なお、上記要綱及び要領に記載の事務費については、「組合等土地区画整理補助金の取り扱いについて（平成22年4月1日付け建設部長（通知）」により、現在は補助の対象外となっている。

表10-1 組合施行における国庫補助事業に関するフロー



〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

〇〇年度社会資本整備総合交付金交付申請について（副申）

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号で〇〇組合理事長〇〇〇〇から別添のとおり申請がありました。

内容を審査したところ、適正と認められます。

なお、補助基本額から国費を除いた額の 1 / 2 の事業費については、当市で負担します。

道路交通の安全と円滑化及び沿道の環境改善による魅力ある市街地の形成
(15-A-〇 〇〇〇〇)

協 定 書

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇土地区画整理組合が施行する社会資本整備総合交付金事業に対して甲が〇〇年度に行う補助に要する費用（以下「費用」という。）の負担について、次のとおり協定を締結する。

（費用の負担）

第1条 費用の負担割合は、下表のとおりとする。

補助対象 事業費	内 訳			負担割合
	国庫補助金	甲	乙	
円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	円 〇〇〇〇〇〇	乙は、補助対象事業費の10分の2.5 (旧地活金分)

（負担金の支払）

第2条 乙は、前条に定める負担割合による負担額を協定締結後、甲の代表者が発行する納入通知書により納付するものとする。

2 第1回の納入負担額は、乙の負担金額の2分の1に相当する額、金〇〇〇〇円とし、その納期限は〇〇年〇月〇日とする。

3 第2回の納入負担金額は乙の負担額から第1回の納入額を控除した額とし、その納期限は、〇〇年〇月〇日とする。

（負担金の変更及び精算）

第3条 国の補助対象事業費の変更その他の理由により第1条に定める負担金の変更を必要とする場合は、甲、乙協議のうえ変更するものとする。

2 甲は、事業実施の翌年度に精算書を作成のうえ乙に提出し、精算するものとする。

（雑 則）

第4条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、これを決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

住 所

甲

愛知県

代表者

住 所

乙

市町村

代表者

組合等土地区画整理事業補助金交付要綱

(通則)

第1 組合等土地区画整理補助金（以下「補助金」という。）は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する個人施行者の内農住組合（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下「大都市法」という。）第10条の規定に基づき施行する特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を施行するものに限る。）、同条第2項に規定する土地区画整理組合及び法第3条の2に規定する独立行政法人都市再生機構、または、土地区画整理組合の設立に必要な数の地権者（施行予定地区内の宅地について所有権または借地権を有する者）が参加している準備組織（以下「組合等」という。）が施行する土地区画整理事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において組合等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2 補助の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、組合等が特定土地区画整理事業若しくは大都市法第2条に規定する大都市地域（以下「大都市地域」という。）の周辺部で施行される土地区画整理事業のうち同法第3条の3第2項第4号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）において施行される住宅及び住宅地の供給に資する事業、または、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業にあつては、第1号、第2号及び第3号に該当すれば足りるものとする。

- (1) 組合等が法第3条の4の規定に基づき、都市計画事業として施行するもの。
- (2) 施行地区の面積が10ヘクタール以上（直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る又は隣接する区域に存する地区、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域内の地区にあつては2ヘクタール以上とする。）であるもの。
- (3) 国の街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であるもの。
- (4) 当該事業の施行後における道路、広場、公園、緑地及び河川等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積のおおむね25パーセント以上となるもの。
- (5) 施行地区の面積が20ヘクタール未満のもの（国土交通大臣が指定する宅地開発誘導道路を含む一定の土地の区域で施行される事業は除く。）にあつては、施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12メートル以上の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費（以下「用地買収方式事業費」という。）が当該土地区画整理事業の総事業費の三分の一以上であるもの。

2 法第120条の規定に基づき、国の街路事業の採択基準に適合する都市計画道路（国の補助する街路事業に限る。）に係る公共施設管理者負担金を受け、又は受けようとする場合は、補助

の対象としない。

(補助対象の範囲及び補助基本額)

第3 補助の対象となる範囲は、次表に掲げる工種について知事が認める範囲内とする。

事業費内訳	経費区分	工 種	種 別
工 事 費	本 工 事 費	道路築造	土工（切土、盛土等）、敷砂利、排水施設、橋梁、立体交差、植樹、交通安全施設
		舗 装	道路、広場
		整 地	宅地整地
		河川水路	河川、水路
		公 園	公園
	測 量 及 び 試 験 費 補 償 費	調査設計	測量及び試験費 文化財等調査費
		移 転	建築物、工作物、墓地
		移 設	電柱、鉄軌道、上水道及びガス、下水道、工業用水道及びかんがい用排水施設、電信電話線の移設、高圧線
	機 械 器 具 費 営 繕 費 換 地 諸 費	調査設計	換地諸費

2 補助金の額は、当該事業に要する総事業費から次の各号に掲げる保留地処分金等の合計額を控除した額（以下「補助基本額」という。）以内とする。ただし、補助基本額が用地買収方式事業費を超えるときは、当該用地買収方式事業費の額を限度とする。

- (1) 保留地処分金
- (2) 国道及び河川等の公共施設管理者負担金
- (3) 賦課金
- (4) その他

(補助金の交付申請)

第4 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、正副2通を提出するものとする。

- (1) 組合等土地区画整理事業補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 実施設計書（様式第2）
- (3) その他別に定める書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に通知する日とする。

(補助金の交付の決定の通知)

第5 規則第6条の規定による補助事業者への通知は、組合等土地区画整理事業補助金交付決定通知書(様式第3)によるものとする。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(工事の着手届)

第7 補助事業者が補助事業に着手したときは、工事着手届(様式第4)を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、補助事業について次の各号に掲げる内容を変更しようとする場合は、あらかじめ組合等土地区画整理事業変更承認申請書(様式第5)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助金交付決定額に変更を生ずる場合には、組合等土地区画整理事業補助金変更交付申請書(様式第1)によるものとする。

- (1) 重要な構造及び工法又は工事箇所の変更
- (2) 本工事費の工種別金額について30パーセントを超える増減をする場合
- (3) 本工事費、測量試験費、補償費等の相互間の流用で流用先の経費の30パーセントを超える変更

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ組合等土地区画整理事業補助金変更交付申請書(様式第1)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由又は補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類は、次の各号に定めるとおりとし、その提出部数は、(1)及び(2)については正副2部、(3)から(9)については各1部とする。

- (1) 組合等土地区画整理事業実績報告書(様式第6)
- (2) 組合等土地区画整理事業清算書(様式第7)

- (3) 組合等土地区画整理補助事業残存物件調書（様式第 8）
- (4) 組合等土地区画整理補助事業発生物件調書（様式第 9）
- (5) 組合等土地区画整理事業補助金交付決定通知書の写
- (6) 完了検査調書の写
- (7) 補助事業に関連する契約書の写
- (8) 工事にあつては完了後の写真
- (9) 物件移転補償にあつては移転前及び移転後の写真

2 前項の実績報告書の提出期限は、年度の末日又は補助事業の完了の日から起算して 1 カ月を経過した日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

第 12 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

（検査等）

第 13 知事は、補助事業者に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査をすることができる。

（補助金の額の確定の通知）

第 14 知事は、規則第 14 条の規定により補助金の額を確定したときは補助事業者に対し、組合等土地区画整理事業補助金確定通知書（様式第 10）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 15 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（書類の経由）

第 16 この要綱により知事に提出する書類は、補助事業の施行地区を所管する市町村長及び建設事務所長を経由しなければならない。

（実施要領）

第 17 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 2 年 10 月 18 日から適用する。

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 13 年度分の補助金及び平成 13 年度から平成 14 年度に繰り越した補助金については、
なお従前の例による。

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

様式第 1

第 号
年 月 日

愛知県知事 氏 名 殿

市 町 番地
郡

組合等土地区画整理事業補助金（変更）交付申請書

組合等土地区画整理補助事業を別冊実施設計書のとおり施行したいから、次のとおり補助金を交付してください。

事業名	
施行地区	
事業費	実施事業費 円 補助対象事業費 円
補助金交付申請額	

- (注) 1 当初申請（変更の字句を抹消又は削除して使用）のほかに、同一事業で同一箇所の補助対象事業費（補助基本額）に変更があった場合に使用する。
- 2 変更の場合は、変更前を上段に（ ）書し、下段に変更後を記載する。
- 3 添付書類は、変更前と同一のものである場合及び廃止又は中止の場合は省略することができる。

様式第 2

組合等土地区画整理補助事業実施設計書

1 事業名

2 施行地区

3 事業費金 円
 補助金交付申請額 円
 財源内訳
 借入金 円
 組合単独負担金 円
 保留地処分金 円
 その他() 円

4 工事概要

5 工期
 着手予定年月日 年 月 日
 竣工予定年月日 年 月 日

- (注) 1 この設計書には「要領」第2に規定する書類を添付すること。
 2 変更の場合は、変更前を上段に()書し、下段に変更後を記載すること。

様式第 2

(裏面)

事業費総括表

費目	金額	摘要
工事費		
本工事費		
測量及び試験費		
補償費		
事務費		
計		

様

愛知県知事 氏 名 印

年度組合等土地区画整理事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請の組合等土地区画整理事業に対し、下記条件を附して、次のとおり補助金を交付します。

おって、組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 6 に規定する申請取下げ期日は 年 月 日までとします。

事 業 名	
施 行 地 区	
事 業 費	実施事業費 金 円 補助対象事業費 金 円
補助金交付決定額	金 円

記

(条 件)

- 1 この補助金の対象となる事業、その内容及び経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業の実施にあたっては、組合等土地区画整理事業補助金交付要綱及び同取扱要領によるものとする。
- 3 その他

様式第 4

第 号
年 月 日

愛知県知事 氏 名 殿

市 町 番地
郡

組合等土地区画整理補助事業着手届

下記のとおりお届けします。

記

交付決定年月日番号	年 月 日 第 号
事業名	
施行地区	
実施設計額	金 円 本工事費 円 補償費 円 事務費 円
工期	着手 年 月 日 日間 完了予定 年 月 日
工事施行方法	請負 直営
契約金額、契約方法	金 円、指名 随契
契約締結年月日	年 月 日
請負人住所氏名	

- (注) 1 本工事費、補償費、事務費等が着手年月日が同一でない場合は、その都度届け出ること。
2 工期延長を行った場合は、届出ること。

様式第 5

第 号
年 月 日

愛知県知事 氏 名 殿

市 町 番地
郡

組合等土地区画整理補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました組合等土地区画整理補助事業を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
施行地区	
事業費	実施事業費 円 補助対象事業費 円
補助金交付決定額	円
変更の内容及び理由	

(注) 1 変更交付申請書(様式第1号)によるもの以外は、この様式によること。

2 実施事業費について変更がある場合は、変更前を上段に()書し、下段に変更後を記載すること。

様式第6

第 号
年 月 日

愛知県知事 氏 名 殿

市 町 番地
郡

年度組合等土地区画整理補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けました次の事業は、
年 月 日完了しました。

記

事業名	記					
	実施設計額			補助対象事業費		
	金額	内 訳		金額	内 訳	
工事費		事務費	工事費		事務費	
実施事業費 (A)						
精 算 額 (B)						
残存及び発生 物件差引額(C)						
差引精算額 (B-C) (D)						

補助金額	交付決定額 円	清算による補助金額 円
------	------------	----------------

(注) 1 交付決定年月日は、当初及び変更があれば変更とも記入すること。

2 実施事業費(A)は、交付決定通知書の最終事業費とする。ただし、変更承認を受け又は軽微な変更をしたときは、変更後の事業費とする。

様式第 7

組合等土地区画整理補助事業精算書

1 事業費清算額内訳

種 別	事 業 費		
	実施設計額	精 算 額	差 引 額
工 事 費	円	円	円
本 工 事 費			
測 量 試 験 費			
補 償 費			
事 務 費			
計			

2 事業実績内訳

種 別	工 種	設 計 内 容		実 績	備 考
		名 称	実 施 設 計		
本 工 事 費					
測 量 試 験 費					
補 償 費					

3 事務費清算内訳

費 目	品 目	品質形状	数量	単価	金 額	支払年月日	備 考
				円	円		

(注) 未払分があるときは、支払予定年月日を記入すること。

様式第 8

組合等土地区画整理補助事業残存物件調書

残 存 物 件	購 入 額			残 存 物 件 見 積 価 格			摘 要
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	

様式第 9

組合等土地区画整理補助事業発生物件調書

発 生 物 件 名	数 量	評 価 額 (又は売却額)	摘 要

様

愛知県知事 氏 名 ㊟

組合等土地区画整理事業補助金確定通知書

平成 年度組合等土地区画整理事業補助金の額を次のとおり確定しました。

交付決定 年 月 日 (番号)	実績報告書 年 月 日	事業名	施行地区	補助金 交付決定額	補助金 交付済額	補助金 確定額	摘 要
()							
()							

組合等土地区画整理事業補助金取扱要領

第1 補助対象の範囲

- 1 補助の対象とする範囲の取扱いは、国土交通省通達による組合等土地区画整理補助事業実施細目の例によるものとする。

第2 箇所の決定及び決定の通知

- 1 都市・交通局長は、国からの内定通知及び予算の範囲に基づき箇所の決定を行い、その旨を建設事務所長に通知するものとする。
- 2 箇所決定の通知を受理した建設事務所長は、組合等土地区画整理事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4に規定する組合等土地区画整理事業補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)の提出期日を定め、速やかに該当補助事業者に箇所の決定のあった旨組合等土地区画整理事業箇所決定通知書(様式1)により通知するものとする。

第3 補助金の交付の申請

- 1 補助金交付申請書に添付する実施設計書には、次の書類を添付すること。

(1) 本工事費……工事内訳書と次の図面

図面の種類	備 考
位置図	1 位置図は、都市計画総括図を使用する。
平面図	2 平面図には、工事施工箇所及び移転物件を表示する。
構造図	3 構造図は、橋梁、暗渠、擁壁等の工事について、必要に応じて添付する。

(2) 補償費……補償費内訳書

(3) 測量及び試験費、その他……各内訳書

- 2 補助金交付申請書は、組合等単独費を合わせて作成することができるものとする。
- 3 補償費の算定は、公共用地の取得に伴う損失補償金算定基準に準ずるものとする。

第4 補助金の交付の決定及び決定の通知

- 1 建設事務所長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、補助金交付申請書副1通を都市・交通局長に提出し、国からの交付決定通知があった後(国への交付申請にあたり早着理由書を添付して申請する地区にあっては、交付申請書類一式が国に受理された後)に、補助金の交付決定を当該組合等に通知するものとする。
- 2 要綱第5の補助金交付決定通知は、建設事務所長において行うものとする。

第5 実施設計協議

1 組合等は、土地区画整理事業補助金の執行にあたって2項に規定する対象工法等を採用する場合のみ、実施設計協議（様式8）により建設事務所長に協議を行うものとする。

建設事務所長は、実施設計協議の内容を審査し、適正と認める場合はその旨を実施設計協議回答書（様式8-1）により回答するものとする。

2 実施設計協議の対象は次のとおりとする。

（1）工事

- ① 橋梁、擁壁、函渠等の重要構造物（仮設工を含む）
- ② 特殊舗装を実施するもの
- ③ 特殊構造物や特殊工法を採用するもの

（2）物件補償

- ① 特殊補償
- ② 補償額150百万円以上の大型物件

（3）その他

組合等が協議を希望するもの（工事、補償を含む）

3 実施設計協議に添付する書類は次のとおりとし、協議内容について判断できる資料を適宜追加するものとする。

（1）本工事費……工事内訳書、明細書、代価表、材料計算表等と必要に応じて次の図面

図面の種類	備 考
位置図	1 位置図は、都市計画総括図を使用する。
平面図	2 平面図には、工事施工箇所及び移転物件を表示する。
縦断面図	3 上下水道等の管路については、排水施設平面図を添付する。
横断面図	4 構造図は、橋梁、暗渠、擁壁等の工事について、添付する。
標準横断面図	
構造図	

（2）補償費……補償費内訳書、物件移転補償費明細書

（3）測量及び試験費、その他…各内訳書

第6 工事の施行

1 工事着手届は、着工の日から10日以内に建設事務所長に提出するものとする。

2 組合等は、工事台帳（様式2又は建設事務所長の承認を得て定めた様式のもの）を備え、又工事監督日誌、工事現場写真等による工事進捗状況の記録、工事材料の検収、監督に必要な措置を行うものとする。

- 3 組合等は、工事着手届に記載した工期の期間内に工事が完了する見込みがないときは、すみやかに建設事務所長に協議するものとする。

第7 補助事業の変更

- 1 要綱第8の規定により承認を必要とする変更以外は、軽微な変更として組合等は行うことができる。
- 2 補助事業に組合等単独費を加えて施行する事業において、内容の軽微な変更に伴う単独費の増減がある場合は軽微な変更として扱うものとする。
- 3 補助事業変更承認申請書又は補助金変更交付申請書に添付する関係書類は、補助金交付申請書に添付した書類について変更内容を明らかにしたものとする。
- 4 建設事務所長は、補助事業変更承認申請書を受理して、内容を審査し、適当と認めるときは、副1通を都市・交通局長に提出し、受理された後に、補助事業変更承認通知書（様式3）により当該組合等に通知するものとする。
- 5 建設事務所長は、補助金変更交付申請書を受理して、内容を審査し、適当と認めるときは、副1通を都市・交通局長に提出し、国からの交付決定変更通知があった後（国への交付決定変更申請が不要な場合にあつては、補助金変更交付申請書の副1通を都市・交通局長に提出し受理された後）に、補助事業変更承認通知書（様式3）により当該組合等に通知するものとする。
- 6 要綱第8各号に定める内容については、「都市・地域整備局所管補助事業等の経費の配分及び内容の軽微な変更の取扱いについて」によるものとする。

第8 完了の確認及び補償金額の確定

- 1 建設事務所長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められるときは額の確定を行い、すみやかに確定通知書（要綱様式第10）を組合等に交付するものとする。

この場合、実績報告書等の内容の確認にあたって必要がある場合には、組合等が保管する工事記録、関係図書の提示を求めることができる。

- 2 前項の審査において、補助事業と組合等単独事業との合併事業の精算は、実施設計協議により審査を受けた事業であれば、精算額が実施事業費に満たなくても補助対象事業費を超過しており、かつ補助目的を達成したと認められる場合には、補助金は全額交付することができるものとして額の確定をする。

第9 補助金の交付

- 1 組合等は、当該補助事業に充てる資金が必要な場合、6月末、9月末及び12月末にその進捗状況に応じて補助金の概算払いを受けることができるものとし、請求書（様式4）に次の書類を添えて建設事務所長に提出するものとする。

(1) 補助金受入内訳書（様式5）

(2) 事業執行状況調書(様式6)

(3) 交付決定通知書の写

2 当該年度に完了できず、やむを得ず繰越す場合、年度内の進捗状況の範囲内で概算払いを受けることができる。

3 2項で繰越した補助金の交付は、1項により取扱うものとする。

4 組合等は、完了した補助事業について補助金の交付を受けようとするときは、請求書に補助金受入内訳書及び組合等土地区画整理事業補助金確定通知書の写を添えて建設事務所長に提出するものとする。

この場合において、前3項の規定により概算払いを受けたときは、補助金の確定額から受け入れ済みの金額を差し引いた額で請求するものとする。

5 建設事務所長は、請求書を受理したときは、すみやかに補助金を交付しなければならない。

第10 補助事業の経理

1 組合等は、会計諸帳簿を始め事業執行のために備えつけた諸帳簿冊は、後日検査等の場合に照合確認できるように詳細に記載するものとする。

この場合において、補助事業に係るものについては、原則として別冊とするものとする。

ただし、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合には、補助簿又は明細等で区分し、補助対象事業に係るものを明確にするものとする。

2 組合等は、収支予算において補助事業に係る予算を計上し、その旨を明示するものとする。

ただし、補助対象以外の経費に係る経費を一括計上する場合には、明細等で区分を明確にするものとする。

3 請負、その他の契約は、地方自治法第234条の規定に準じて行うものとする。

ただし、随意契約による場合は、地方自治法施行令第167条の2及び県の規定に準じて行うものとする。

4 事業執行に必要な生じて購入した物品は、物品台帳(様式7又は必要な事項を記載した様式による台帳)に記載し、保管するものとする。

第11 残存物件及び発生物件

1 補助事業が完了した場合において、残存する物件の取扱いは、国土交通省所管補助金交付規則の例によるものとし、残存価格を当該補助金より控除して補助金額を確定するものとする。

なお、残存物件の継続使用は、認めないものとする。

2 補助事業の施行による附随的に発生した物件については、次により取扱うものとする。

(1) 発生物件がそのまま再使用可能なものは、当該年度の事業に使用することとし、なお残存するものは、次年度以降の同事業に再使用することができるが、再使用しないもの

及び再使用不可能なものは、売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した補助事業の補助対象事業費より控除して補助金額を確定するものとする。

(2) 発生物件を再使用した場合は、発生物件調書（要綱様式第9）の摘要欄に「再使用年度及び事業名等」を記載すること。

(附 則)

この要領は、昭和55年 4月 1日から適用する。

この要領は、昭和57年 4月 1日から適用する。

この要領は、平成 2年10月18日から適用する。

この要領は、平成11年 1月21日から適用する。

この要領は、平成14年 3月26日から適用する。

この要領は、平成18年 4月 1日から適用する。

この要領は、令和 3年 1月 1日から適用する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から適用する。

様式 1

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 ⑩

年度組合等土地区画整理補助事業の箇所決定（変更）について

このことについては、下記のとおり決定しました。

なお、組合等土地区画整理事業補助金交付申請書の提出期限は、 年 月 日とします。

記

事業者名	補助対象事業費	補助金決定額	備考
	円	円	

組合等土地区画整理補助事業工事台帳

事業者名

年度		年度		実 施 設 計				事業者名		
交 付 申 請 年 月 日 番 号	交 付 決 定 年 月 日 番 号	事 業 費	内 訳				補 助 対 象 事 業 費	実 施 条 件	設 計 概 要 延 長 L 幅 員 M	
			本 工 事 費	補 償 費						
契 約 締 結 契 約 金 年 月 日		着 手 年 月 日 ~ 完 了 年 月 日		工 期	請 負 人 住 所 氏 名	着 手 届	年 月 日 着 手	年 月 日 受 付		
. ~ . . .		日 間		完 了 届	年 月 日 着 手	年 月 日 受 付		
. ~ . . .				完 了 検 査	年 月 日			
. ~ . . .				検 査 員	氏 名			
契 約 方 法		支 払 金 額		前 払、部 分 払、完 了 支 払 別		検 査 結 果				
契 約 代 金 支 払 年 月 日						修 補 補 正 年 月 日	指 示 年 月 日	完 了 年 月 日		
. .						進 行 摘 要 県 へ 着 手 届 提 出 年 月 日				
. .						そ の 他				
. .										
工 路 線 等 名 称						工 事 台 帳 N o .				

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

組合等土地区画整理補助事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のこのことについては、下記条件を付して次のとおり承認します。

事 業 名	
施 行 地 区	
事 業 費	実 施 事 業 費 円 補助対象事業費 円
補 助 金 交 付 決 定 額	

(条 件)

- (注) 1 付すべき条件がないときには、「下記条件を付して」を抹消すること。
2 実施事業費について変更のある場合は、変更前を上段に () 書にし、変更後を記載すること。

様式5

補 助 金 受 入 内 訳 書 事業者名

交 付 決 定 関 係		今までの補助金 所 要 額 (A)	補 助 金 受 入 済 額 (B)	差引今回補助金 所 要 額 (A) - (B)	今 回 補 助 金 請 求 額	備 考
年 月 日	金 額					
	円	円	円	円	円	
計						

- 2 -

様式6

事 業 執 行 状 況 調 書 事業者名

番 号	工事等名称	工事場所	設 計 額 (補助対象額)	契 約 金 額 (補助対象額)	請 負 者	着 工 年 月 日		月 末 現 在 の 契 約 方 へ の 相 手 支 払 額	支 払 年 月 日	備 考
						し ゅ ん 工 (予 定) 年 月 日	日			
			円	円						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
			()	()						
計			()	()						

(注) 1 工事等名称は契約単位ごとに記入すること。
 2 支払額に係る領収書又は振込通知書の写(原本証明したもの)を添付すること。

- 3 -

様式 7

組合等土地区画整理補助事業物品台帳

購入年度	品名	形状形式	購入金額	購入年月日	耐用年数	検収者認印

建設事務所長 様

土地区画整理組合
理事長

組合等土地区画整理事業補助金実施設計承認申請書

このことについて下記のとおり申請します。

事業名				
施行地区				
路線等の名称				
実施設計承認願	金	円		
補助金	金	円		
	組合単独負担金	金	円	
		財源内訳	借入金	円
			保留地処分金	円
その他 ()	円			
工事概要				
工期	着手予定	年	月 日	
	完了予定	年	月 日	

様式 8 - 1

第 号
年 月 日

土地区画整理事業施行者
代表者 氏 名 様

愛知県〇〇建設事務所長

組合等土地区画整理事業補助金実施設計書承認について（通知）

年 月 日付け第 号で申請のあったこのことについて、内容を
審査したところ適正と認められるので承認します。

10-7 国土調査法第19条第5項の指定等について

(1) 「土地区画整理事業測量作業規程」

土地区画整理事業の各施行者は、測量を公共測量として行う場合には、各々の事業に係る土地区画整理事業測量作業規程について、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（平成25年1月24日付け国土交通大臣承認）」を準用して定め、測量法第33条に規定する国土交通大臣の承認を得た上で、測量を実施することが必要となる。

なお、前記測量作業規程中の第19条における土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定について以下を参照すること。

(2) 国土調査法第19条第5項の申請について

国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課が地籍調査Webサイトにて国土調査法第19条第5項の指定や申請方法について解説している。申請にあたっては「国土調査法第19条第5項指定申請の手引」等を参考に申請書を作成すること。

(3) 国土調査法第19条第5項の指定等について

国土交通省土地区画整理事業測量作業規程の第19条では、国土調査に係る認証の申請として、「計画機関は、国土調査法第19条第5項に規定する認証の申請を行うものとする。」と定められています。

また、この措置方針として、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について（令和2年3月31日付け国都市第125号国土交通省都市局市街地整備課長通知）」が定められている。

※以下、通知文抜粋

3 国土調査法第19条第5項の認証の申請

土地区画整理事業の確定測量の成果（出来形確認測量を実施し、確定測量の成果と異なる出来形確認測量の成果を得た場合（確定測量の成果に合わせるための工事を行った場合を除く。）には、出来形確認測量の成果とする。以下同じ。）について国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項に基づき申請し、指定を受ける場合においては、審査等事務手続きの効率化の観点から、以下により行うようお願いする。

(1) 申請の手続き

申請の手続きは別図に示す手順により、原則として換地計画の認可手続き及び換地処分に伴う登記手続きと並行して様式1により申請するものとし、申請前に様式2により当該土地区画整理事業認可権者に対して申請をする旨の通知をする。

(2) 測量の基準及び精度

申請に係る測量の基準及び精度は、次の条件を満たすものとする。

① 測量の基準

測量が測量法第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されていること。

② 測地成果 2011

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による座標補正適用地域（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県）においては、測地成果 2011 によるものとする。

③ 測量の精度

国土調査法施行令第 15 条で定める限度以上の誤差がないこと。

(3) 認証申請書等の作成

様式 1 を作成する際は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 「1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称」については、土地区画整理事業の施行者の名称を記載すること。
- ② 「3 測量及び調査を行った地域及び期間」については、施行区域内の町、丁目名を記載した上で、「詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による」として、それぞれ添付すること。
- ③ 「4 測量又は調査上の誤差の程度」については、「国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内」とした上で「詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による」とし、それぞれ添付すること。なお、測量法第 41 条の規定に基づき国土地理院長の審査を受けた場合にあつては、精度管理表の添付に代えて、その審査書の写しを添付することで足りるものとする。

(4) 指定書の送付

確定測量の成果が国土調査法第 19 条第 5 項の指定（様式 3 による。）を受けたときは、様式 4 及び様式 5 により、土地区画整理事業の施行者から当該土地区画整理事業認可権者及び管轄登記所に当該指定のあった旨を通知するものとする。また、この通知と並行して、国土交通大臣（事業所管大臣）から都道府県（地籍整備担当課）に当該指定をした旨を通知するものとする。

(5) 世界測地系への対応について

土地区画整理事業においては、地権者の権利の公正な換地、清算の観点から、従前地についての測量と従後地についての測量は同一の測地系で実施することが必要となる場合がある。

このため、改正測量法が施行された平成 14 年 4 月 1 日時点において土地区画整理事業を施行中の地区については、旧測地系により確定測量又は出来形確認測量を実施することもできることとし、この場合にあつては、国土調査法第 19 条第 5 項の認証申請の際は、様式 1 に添付する「申請地域の区域図兼確定測量図一覧図」の四隅又は方眼線の座標値を世界測地系に変換し図面に旧測地系と世界測地系の座標値を併記するか、次の図列を図面左下図郭線外に表示することで足りるものとする。

(図 例)

世界測地系の座標値

2002. 4 修正 ※1

	X	Y		X	Y
左上	-116.691729	+54.699188	右上	-116.691736	+55.699164
左下	-117.441715	+54.699184	左下	-177.441720	+55.699159
(備考) 左下の旧座標 X : -117.75 Y : +55.00 ※2 縮尺 1 : 2,500 ※3 tky2jgd.par Ver. 2.0.6 ※4					

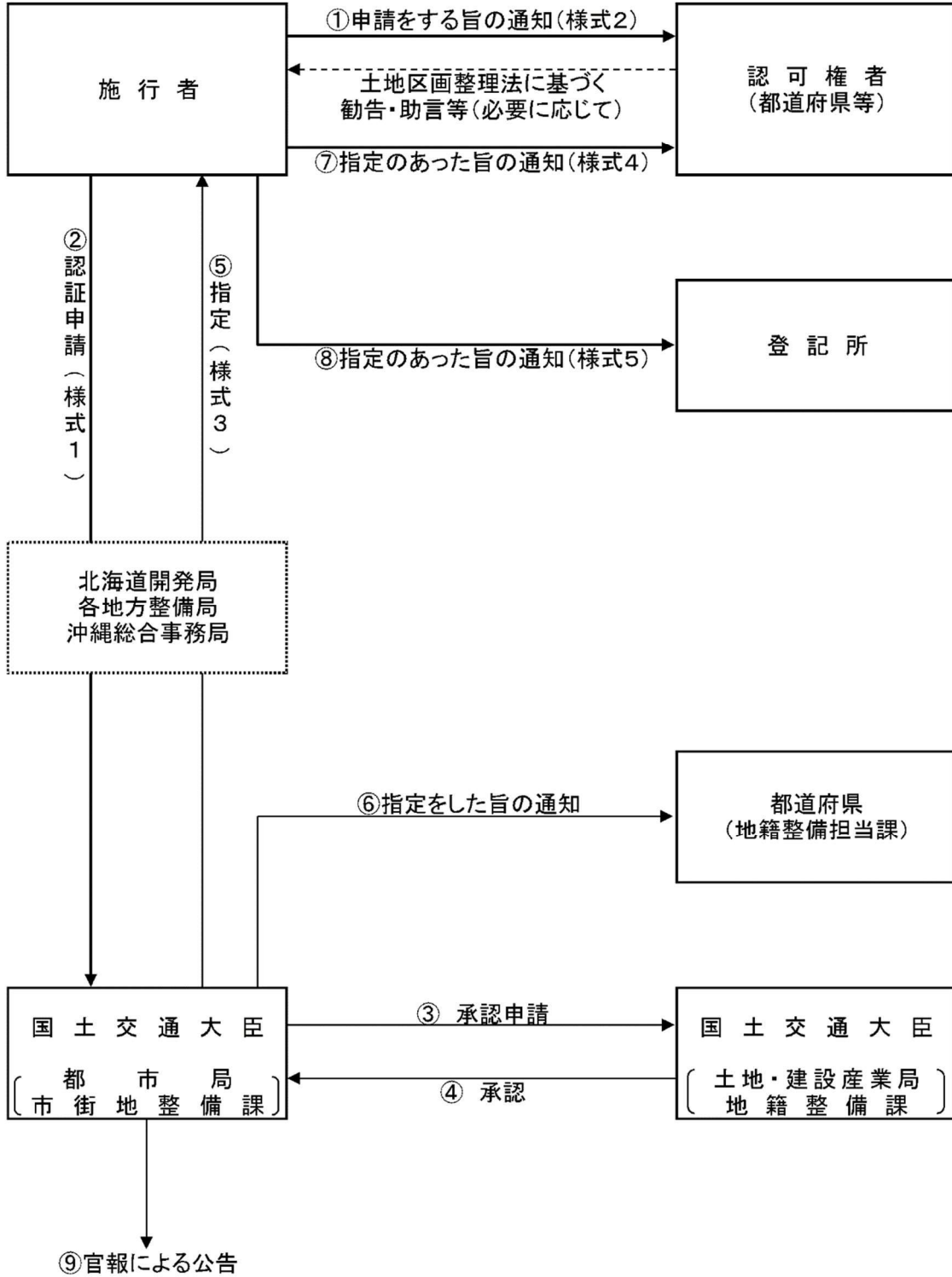
※1 修正年月

※2 図各左下の旧座標位置

※3 一覧表の縮尺

※4 世界測地系の座標値を求めるために用いた座標変換の方法

(別図)国土調査法第19条第5項の指定手続きの流れ



※中核市は市長宛て、その他（市認可含む）は県知事宛てに、様式2及び様式4を提出すること。

(様式1)

第 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

施行者所在地
施行者名
代表者氏名 印

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

年に が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請する。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
(土地区画整理事業の施行者の名称)
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間
(〇〇市〇〇町の全部及び〇〇町の一部、期間)
詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による
- 4 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内
詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による
(測量法第41条の規定による審査書の写しがある場合は精度管理表に代える)
- 5 添付書類
地図及び簿冊の写し(確定測量図等)

(様式2)

第 号
年 月 日

認可権者 殿

施行者所在地
施行者名
代表者氏名 印

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について（通知）

年に が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第10条の規定により、国土調査の成果としての認証を下記のとおり国土交通大臣に申請するので、通知する。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
(土地区画整理事業の施行者の名称)
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間
(〇〇市〇〇町の全部及び〇〇町の一部、期間)
詳細は申請地域位置図、申請地域の区域図兼確定測量図一覧図による
- 4 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内
詳細は、総括表、精度管理表、基準点等測量網図による
(測量法第41条の規定による審査書の写しがある場合は精度管理表に代える)
- 5 添付書類
地図及び簿冊の写し（確定測量図等）

(案)

<様式2の記4における総括表の書式>

総括表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名		測量(調査)の実施期間	
					～ 年度	
事業施行者		代表者名	事業名		事業根拠法	
					土地区画整理法	
成 果 件 数	基準点測量の既知点数及び点名		新 点 数		測 量 の 方 法	
	計 点		1級基準点 点			
			2級基準点 点			
			3級基準点 点			
			4級基準点 点			
確定測量図の精度			縮 尺		枚 数	枚
総 筆 数		筆		総 面 積		km ²
検 査 終 了 証 明	工 程 分 類		作業機関名	代表者名	検査者氏名	検査者の所属
	基準点測量					
	確 定 測量等	確定測量				
		確定測量図				
備 考						

(様式3)

第 号
年 月 日

施 行 者 名
代 表 者 氏 名 様

国 土 交 通 大 臣 印

国土調査法第19条第5項の指定について

年 月 日付け 号をもって申請のあった標記については、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定する。

(様式4)

第 号
年 月 日

認可権者 様

施行者所在地

施行者名

代表者氏名

印

国土調査法第19条第5項の指定について（通知）

〇〇市〇〇地区の土地区画整理事業に係る確定測量の成果について、年 月 日に下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定による指定を受けたので通知する。

記

1 測量及び調査を行った者の名称

2 地図及び簿冊名

(様式5)

第 号
年 月 日

〇〇地方法務局〇〇出張所長 様

施行者所在地

施行者名

代表者氏名

印

国土調査法第19条第5項の指定について（通知）

〇〇市〇〇地区の土地区画整理事業に係る確定測量の成果について、年 月 日に下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定による指定を受けたので通知する。

記

1 測量及び調査を行った者の名称

2 地図及び簿冊名

10-8 連続立体交差化事業とあわせて施行する場合の鉄道敷地の取扱い

連続立体交差化事業の施行に際しては、平成19年8月9日に制定された「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱」により取り扱われている。これらに関して、連続立体交差事業を円滑に実施するため、昭和46年9月10日付けの鉄施第185号、鉄土第54号、都街発第34号、道政発第100号で、運輸省鉄道監督局長、建設省都市局長、道路局長から発せられた通知「都市における道路と鉄道との連続立体交差化事業の取扱いについて」による運用がなされているところである。

土地区画整理事業を連続立体交差化事業とあわせて施行する場合の鉄道敷地の取扱いについても、同通知の記載に従うこととする。

※以下、通知文抜粋

ただし、通知文中の「運輸省・建設省協定」については、『都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱』及び『都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱』と読み替えるものとする。

5. 土地区画整理事業区域内において、鉄道施設の移転を伴う連続立体交差化事業を土地区画整理事業とあわせて施行する場合の鉄道敷地の取扱いについて

- (1) 鉄道施設の移転先用地は、土地区画整理事業により更地として鉄道事業者へ換地するものとする。
- (2) 前号の換地に際しては、在来線鉄道用地と移転先用地は等積、等価とするものとする。
- (3) 在来線鉄道用地の面積が移転先用地の面積に満たない場合には、あらかじめ都市計画事業施行者又は鉄道事業者は、その不足する面積の土地を取得するものとする。この場合において、この土地の取得に要する費用は、「運輸省・建設省協定」に基づいて負担するものとする。